

紀美野町第1回定例会会議録

平成25年3月15日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成25年3月15日（金）午前9時07分開議

- 第1 議案第30号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
第2 一般質問について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	小 椋 孝 一 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君
9番	仲 尾 元 雄 君
10番	松 尾 紘 紀 君
12番	美 野 勝 男 君
13番	美 濃 良 和 君
14番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

11番 杉 野 米 三 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	尾 花 延 弥 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
地籍調査課長	前 野 忠 弘 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） 既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より、議案第30号の提出があり、本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので報告し御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時07分）

◎日程第1 議案第30号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第30号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第30号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度紀美野町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ82億2,703万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

平成25年3月15日提出 紀美野町長 寺本光嘉

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項、4目の農林水産業費国庫補助金で1,000万円の追加でございます。過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金の1,000万円ということでご

ざいます。

続いて8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款農林水産業費、4項、1目の農山村振興総務費で1,000万円の増額でございます。この増額につきましては、小川寄合会補助金として1,000万円。中身につきましては登山道整備事業、あるいは農産物直売事業、イベント実施事業等の事業を行うものでございます。

4ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表、繰越明許費補正ということで、5款の農林水産業費で過疎集落等自立再生緊急対策事業1,000万円の明許繰越をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第2 一般質問

○議長(加納国孝君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告は8件です。

順番に発言を許します。

4番、小椋孝一君。

(4番 小椋孝一君 登壇)

○4番(小椋孝一君) 私から一般質問をさせていただきます。私は2点お伺いしたいと思えます。

その1点目に、休眠地の有効利用についてということで、現在、紀美野町が所有している施設に休眠している施設がたくさんありますが、その1点に、柴目長谷分校の施設があります。2年後にわかやま国体が来るにつけ、紀美野町にホッケー競技が開催されますが、競技に参加される選手の宿泊施設が少ないと聞いております。そこで、施設を改修して、選手の宿泊施設にしてはと提案したいと思えます。また、この場所は、紀美野町スポーツ総合公園に近いので、選手に気に入られると思えます。また、その施設を改修することで、わかやま国体が終わっても、紀美野町スポーツ総合公園とうまく共有することで、社会人や学生などの合宿施設などにも使えるのではないかとと思えますが、当局のお考えをお伺いしたいと思えます。また、別添の資料についてもお伺いしたいと思えます。ホッケー競技に関係する人数について。1つ、ホッケー競技に参加される選

手は何人ぐらい来られるのか。2つ目、ホッケー競技に携われる（審判関係者、その他）の方々の人数はどれぐらいになるのですか。3番目に、ホッケー競技を観戦される人々は、どれだけの人数が来られる予定になっておるのかお伺いしたいと思います。

2点目に、紀美野町婚活事業についてということで、お伺いしたいと思います。

この事業につきましては、数年前から紀美野町商工会に委託をされていて、「きみのめぐり愛」と称しまして定着しつつあります。町にとっては、この事業が成功しているということはあるがたいことでもあります。ここで、もう一つ中身について考えてみたいと思います。参加者募集事項を見てみますと、資格に、男性、紀美野町に在住または将来、紀美野町に移住意思のある方とありますが、町としては、もし移住意思があっても居住する場所等を考えているのかを、お伺いしたいと思います。この2点、よろしくお願ひします。

（4番 小椋孝一君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） 小椋議員の第1問目の休眠施設の有効利用についてから答弁させていただきます。なお、この質問の中のホッケー競技につきましては、国体推進課のほうから御説明させていただきたいと思います。

まず、町が所有する建築物で、休眠または遊休をしている施設で、現在貸し出しをしていない主な施設といたしまして、元長谷小学校、町民会館、休園中の小川小学校、休校中の柴目長谷分校の4校の施設がございます。これにつきましては、現在、公共施設等利用検討委員会において、利活用等について検討を進めているところでございます。しかし、議員から御提案いただいた柴目長谷分校につきましては、昭和55年8月に現在の場所に建設され、平成18年に生徒の減少を理由に、分校が本校へ統合されたことにより、以降、休校となっている施設でございます。この施設につきましては、今ここで詳しいことを述べることはできませんが、借り受けたいという方からの申し入れがございます。これにつきましては、当校の敷地全体が借地であり、地権者の了解、また地区等の御理解をいただき、そしてまた分校再開の可能性の有無などを十分検証していかなければならないと考えてございます。町としては、公有財産の有効利用を図れるものであることから、当事者との調整を現在進めているところでございます。小椋議員からの宿泊施設への有効利用ということで、大変貴重な御提言をいただいたところでござい

ますが、ただいま申し上げましたとおりの次第でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

申しわけございません、先ほど小川小学校と申しましたが、小川保育所の間違いでございます。訂正申し上げます。申しわけございません。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 国体推進課長、南君。

(国体推進課長 南 秀秋君 登壇)

○国体推進課長 (南 秀秋君) 私からは、小椋議員のホッケー競技に関する人数についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目のホッケー競技に参加される選手は何名ぐらい来られるのかという御質問につきましては、1チーム当たり監督1名、選手18名の計19名で、男女8チームの合計16チームございますから、304名程度が来られる予定でございます。

次の2番目の、ホッケー競技に携われる審判、関係者、その他の方々の人数はどれくらい来られるのかという御質問につきましては、1日当たりの人数ではございますが、審判として競技役員約25名、関係者といたしましては役場職員を除いて約50名、この方々は競技役員の補助をされる方々でございます。その他といたしまして、会場内のボランティア約30名、合計いたしまして1日当たり約105名を見込んでございます。

次の3番目の、ホッケー競技を観戦される人数はどれくらいの人数を予定しているのかという御質問につきましては、最近開催されました国体のホッケー競技の成年男女を担当した市町の実績を見ますと、2013年の山口市で3,197人、2010年の千葉県白子町で970人となっております。このことから推察いたしまして、2,000人ぐらいの皆様にはお越しいただけるのではないかと考えておりますが、より多くの方々に来町していただけるよう、努力してまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

すみません、今、2013年と申し上げましたが、2011年の誤りでございます。

(国体推進課長 南 秀秋君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 小椋議員、2番目の質問の婚活事業についてお答えさせていただきます。

婚活事業によってカップルとなり、結婚に至った夫婦に対して、移住する場所等を考えているのかという質問であります。この婚活事業では、商工会青年部の方々が中心となり進めていただいています。現在までに多くのカップルが誕生し、その後、2組が結婚に至っております。本年度は、2回の婚活事業を行いました。1回目は昨年10月に行い、8組のカップル。2回目は去る3月10日に行いました。今回は過去の経験を生かし、年齢制限つきで趣向を凝らし、3組のカップルが誕生しました。

この事業の目的は、少子高齢化、過疎化する中、町内の若者が異性と出会う場が少なく、結婚が遅くなるという現状を考え、異性との出会いの場を提供することが主たる目的であります。将来的に紀美野町への定住を支援し、人口増を促進すると同時に、間接的な高齢化対策に寄与するものと思っています。

移住する場所等の考えについては、今年度、福井に町営住宅を建設する予定であります。また、住宅用土地の販売を土地開発公社で行っております。これらを利用していただければと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが婚活事業についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

- 議長(加納国孝君) 4番、小椋孝一君。
- 4番(小椋孝一君) 1番目の遊休地の利用ということで、それと含めて国体もあることですし、それに絡めて遊休地の利用はできないかということでお伺いしたんですけども。柴目長谷分校が三つある中でいいのかなということ提案させていただきました。先ほど、課長のほうから地権者の絡みもあるので、一遍そこらと調整をしながら検討していくという話でございましたけども。まず、やっぱりもちろん国体に向けての一つの施策もあろうかと思うし、私はホッケーもある、そしてまたこの近くにパークゴルフもある中で、この施設がうまくいけば、用途の関係で問題はいろいろあるかと思うんですけども、それに向けてそういう宿泊施設をつくることによって、今後、パーク以外に紀美野スポーツ広場の野球場もある、サッカーもある、サッカーでは今特に海南市の生徒や、子供が、ほとんどここのサッカー場を使っているという現状の中で、うまくその施設が合宿所みたいな形のものでできれば、そこでうまく共有をして、値段のほうもうまく、あそこで宿泊をすることによって、会場をとればセットで使ってもらえるという、私はそういう観点から質問をさせていただきました。

それと、仲尾議員が今、パークゴルフの会長をやっておりますけども、そこら辺も結

構、県外からパークゴルフの選手がやってくる中で、宿泊するというならば、ホテルいとうとか、町外のところで結構泊まっておられて、こっちへ来るというのがありますので、町内にそういうスポーツの合宿施設があれば、そこと共有してパークゴルフも、またどんどん来てもらえるという意味の中で、私は有効利用ということで提案をさせてもらいました。

それに関連して、今回、国体推進課の課長が答えていただきました。ホッケーに人数、どれくらい来るんだということで質問したところ、競技に関しては304名。それと、審判、関係者が105人。それで競技観戦には2,000人くらい来るだろうと。この町内に、やっぱり物産コーナーとか、そんなもんを設けて売るのも一つの施策であると思います。ただ、一番心配するのは、この町内にこれだけ来たら、町内で宿泊をする場所があるのかなのかというのが、一番心配しているところでございます。ネットでとったわけですが、かじか荘の宿泊施設が、和室が14室で定員が65名、それで本館に和室が11室の定員が35名。また、だるま湯も、ちょっと見せていただいたんですけど、12名と9名しか泊まれないということになってまして、あとそちらのほうで、どこのほうの施設をピックアップしてされているのかわかりませんが、セミナーハウスもとったら90名。それで、たまゆらですか、たまゆらのログハウスというか、個室が14個あるんですけど、これどのくらい宿泊できるかわかりませんが、これを見ても、はるかに宿泊される人数には足りないということになりますけども、町としてはどういう考えを持っておられるのかということ、再度伺いたいと思います。

それと、婚活の件ですけれども、商工会の青年部がもうずっとやっているのは私もわかっておりますけれども、担当課長のほうが、この間の婚活のサンリゾートでしたときに、3組が誕生されてるということを聞いています。それで、現在、昔からずっとやっていると、2組が結婚されて子供もできていると、これも聞いてるんですけども。もちろん町に若者の定住を勧めるという意味の中で、先ほど課長が説明をさせていただきましたけども、ことしの「きみのめぐり愛、春」というやつで、資格が紀美野町に在住または将来、紀美野町に移住意思のある紀美野町在勤の方という、方でもオーケーですよという、そういうことだと思っておりますけども。前にも私、これ質問させていただいたと思っておりますけども、今回、福井に町営住宅を8戸建てていただけたという、これはもう一歩前に進んだなと思っておりますけども。うまくカップルとして、たまたま家を持っておられる男性がおれば、同居という考えも持たれると思っておりますけども、なかなか今、

若い人で同居というよりか、アパートで住んだり、そういう方のほうが多いと思うので、そうするとアパートがないから隣町に、隣市へ行って、カップルができて隣町、隣市へ行って、マンションなりを借りて住んでおられるというのが現状であると思うんですよ。ここに3組ができたということでもありますので、今後うまく町営住宅に入れればいいんですけども、今、定住支援のことも、今、町長が先頭になって今やってくれてますけども、そこらもうまくカップルとして、今後、結婚するよということであるならば、やっぱり町もその中に参画して、うまく地元の空き家、もしくは住宅に入れるようにやっていくのも、1つの事業の施策ではないかと思うんですけども、再度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 私から、休眠施設の有効利用の再質問ということで、お答えさせていただきたいと思います。

小椋議員のほうからホッケー場、それからふれあい公園のパークゴルフ場の施設を宿泊施設として利用していきたいということで、御提案いただいているところであります。しかしながら、まず昨年度からほかに借りたいという方がございまして、今それを調整しているところでございます。なお、この柴目長谷分校につきましては、昭和55年の建築ということで、新耐震基準をとられていないということで、宿泊等についてはそういう工事も必要になるかと思えます。それと、当施設につきましては、合併浄化槽がなくて、くみ取り式であるというところから、またそういう工事も必要であると。それから、冷暖房についても学校ということで正規のものが入っていないという、改築にもかなりの費用がかかってくるかと思えます。今、借り受けしたいという方も、これを承知の上で現状で借り受けるということで、今、話が進んでいる状態でございますので、どうか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 国体推進課長、南君。

○国体推進課長（南 秀秋君） 小椋議員の再質問にお答えいたします。

宿泊は可能かという御質問でしたが、第70回国民体育大会の選手などの宿泊施設についてでございますが、議員御指摘のとおり、関係者を本町に温かく迎え、さらには十分競技力を発揮できるような環境をつくることが必要なことと認識しております。しかしながら、特に和歌山県では紀南に宿泊施設が集中しておりまして、国体開催期間中は紀北の宿泊施設不足が予想されます。このことは本町の宿泊施設におきましても同様の

不安材料となっておりまして、昨年度調査した結果によりますと、国体に利用できません旅館など、かじか荘、だるま湯、たまゆらの里でございますが、宿泊可能な人数は220人でございます。国体に参加する大会関係者の宿泊予想人数につきましては、競技開会日の当日と2日目が最大でありまして、約290人余りを見込んでおりますことから、現段階で予想されます不足数は約70人でございます。この数字には一般観戦者や視察員の数は含んでおりませんので、数字的にはもっと大きなものになると考えておりますが、大会関係者につきましては、実際には宿泊意向調査などにに基づき、随時把握調整を行っていくものでございます。このようなことから、国体の宿泊施設につきましては、基本的には会場実施町村で対応することとなっておりますが、現実の充足対策につきましては、会場実施町村はもとより全県的に対応する必要がございますので、県の御協力のもとに、県内各市町村と緊密な連携を図りながら進めていく合同配宿方式とすることとなっております。ただいまその調整を随時進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

○産業課長（岩田貞二君） 小椋議員の2回目の質問ということで、公募の中の移住する意思のある方という、公募の中で町は住宅や、移住についての協力等をしていけないかということでありまして。町営住宅8戸の、先ほど言いましたように8戸の建設が予定されております。土地開発公社の土地も販売されておりますし、結婚に至って住む場所がないということで相談があれば、それに対しては協力はしていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（加納国孝君） 4番、小椋孝一君。

○4番（小椋孝一君） 休眠地の利用ということで、長谷分校に関しては、ほかの方が先に来てるということであるので、それはそれで何かの形で休眠しているやつを、その人が借りてるといふのなら、それでもいいことであろうと思います。それであれば、先ほど国体に向けてということで、さっきも話して、たまたま休眠地の、競技場の近くにそういうところがあったんで、私は提案をさせてもらったんですけども。この2年間あるんですから、もちろんホッケー場、パークゴルフ、それも含めてうまく合宿所みたいなんができれば、別の観点から一遍考えていただいて、将来的にはうまく有効利用できるように施設をつくるとか、それも一つの検討課題ではないかと、私はそのように思うので、それも一つ含めて、前向きに検討していただければと、こういうふうに思い

ます。

それと、国体のホッケーに関して、70名ほどが足りないということなんですけども、何かさっき、ほかの選手と合同で宿泊も考えているということなんですけども。果たして今、一番私が心配するのが、例えばホッケー場がそこにある、この近くにある。それで、宿泊施設が、かじか荘、たまゆら、だるま湯ということで、多分押さえていると思うんですけども、選手にとっては結局、長い距離で移動時間がかかったら、選手にとっては、客観的にここは遠いなというような気はせえへんかなと、こういうふう思うのと、もし70人が、キャパがあふれているのならば、この近辺で十分それだけの距離的な感覚の中で、十分賄い切れるのか。それとも、観客がそれ以上に2,000人ほど、多分、知り合いとかいろいろな方も来られる中で、その人らの宿泊先は、その人は自分らで取るのか。そこら、ちょっと明確ではないんですが、やっぱりある程度のことを考えておいてあげなければ、こんなことかいというふうにならないかなというような気もするわけなんですけども、そこら十分、選手と宿泊の対応、それと観客、役員の宿泊の対応、多分、選手というのは、もう負けたら多分1日で帰ってしまうと思うんですけども、審判とか関係者の方は、やっぱり5日ぐらいあったら、ずっと5日泊まると思うんですね。そこらも含めて、一遍、今後対応できるのか。また、ここまで来て、こういう対応しかしてくれなんだのかという帰られることのないように、やっぱりこっちでちゃんとしといてあげやな、ほんまに紀美野町にこれだけホッケー競技があって、ここで宿泊してよかったなという、ええイメージを植えつけるような体制づくりがちゃんと今後できるのかということ踏まえて、再々の質問にさせていただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 国体推進課長、南君。

○国体推進課長（南 秀秋君） 小椋議員の再々質問にお答えいたします。

大変言葉足らずで申しわけございませんでした。合同配宿方式と申しますのは、ほかの選手と一緒に泊まるとか、そういった意味合いではございませんでして、県に調整していただいて、競技自体が開催日が違いますので、必ずあいてくる旅館等がございます。そこを効率よく回し合うという方式が、その合同配宿方式でございまして、それを調整していただいている最中でございます。それで、選手と役員の皆様につきましては、その合同配宿方式で十分対応できると聞いております。また、観客につきましては、今年度も岐阜県でございましたが、県内で賄えない場合は県外、愛知県とかというところで泊まられておられたところもございますので、私どものこの和歌山県にも宿泊施設自体

が少のうございますので、近県の大阪府の南部とか、そういったところで対応していただくことになるのではないかと考えております。

それで、本当に御心配をおかけしている中で、先ほど申しました宿泊につきましては、県も一体となって考えてくださっておりますので、十分対応できるものと考えておりますので、その点、よろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 小椋議員の再々質問にお答えをいたしたいと思ひます。

将来的な合宿所をつくってはどうかというふうな御意見であろうかと思ひますが、これにつきましては今、遊休地、休眠施設ですね、これを対象に検討委員会で、この利活用については検討いたしておるところでございます。また、現在でもセミナーハウス、これがそうした合宿の人々を受け入れる施設として設置しておりますので、ここからでしたら、このホッケー会場まで約20分ぐらいということでございますので、十分これを活用していただいて、そして御利用いただければというふうに思ひます。

それと、新しく施設をつくるということになりましたら、先ほども企画管財課長が申しましたように、今までの施設といひますのは、やはり耐震のあれが通ってない。また、くみ取りが多いという中で、改良費が非常に高額なものになってくる。それと衛生面、こうした問題も出てこようかと思ひますので、例えばセミナーハウスの1室、あそこを定住支援のための仮の住宅にしています。これは1室あたり大体700万円から800万円ぐらいかかっていると思ひますが、ああした木造であつてもそれだけかかるということでございますので、できれば今のセミナーハウスを十分に利用していただいて、そして活用していただきますように、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時47分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 9時50分）

○議長（加納国孝君） これで、小椋孝一君の一般質問を終わります。

続いて、13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、裏金裁判の進展についてお伺いしたいと思います。

和歌山地方裁判所では、実質的に紀美野町の主張が通って、段木氏側に対しまして1億2,000万円余りを支払うようにという、そういう命令の判決が出されました。しかし、段木氏側はそれを不服として高等裁判所に抗告したという話を聞きました。段木さんの性格というのは本当にいろいろあって、旧町長時代にかじか荘を私物化したり、そういう面があったりしてきていると。普通ではちょっと考えられないようなところがあるように思います。地裁でも言われているように、裏金は公金であって、その一つひとつの使い方についても大変問題があるということから1億2,000万円を紀美野町に返せと。また、段木さんが、町が訴えたことに対して、これも名誉毀損に当たらないというふうな、実質的に完全勝利というふうなことであったと思いますし、このことについては決着がついているというふうに考えるわけであります。一体何がそういうことでわからないわけでございますけれども、高裁に舞台が移されていくようでありましてけれども、この進展についてまずお伺いしたいと思います。

次に、町内にある橋の検査とか補強工事の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

さきの議案の中でも、この問題が出ておったと思いますけれども、私の質問でも耐震等の検査とか補強工事ですね、たくさんあるんですから大変なんですけれども、状況の中のものについては進めていると、そういうふうなことでありました。本当に重要なものということでいきますと、何百というふうな数字にもなるようでありましてけれども、これがなければ逃げることもできない。紀美野町のように縦に、美里町も入って縦に長くなってしまった町で、そこを縦断する川が走っている。また、途中で真国川に入っていくというようなものもあったり、山が深いものですから谷もたくさんあると。こういうふうな状況の町ですから、橋というものがいかに大事かということになってくると思いますが、橋の検査なり補強工事の進みぐあいについて、その計画をお伺いしたいと思います。

次に、小水力発電についてのお考えをお伺いしたいと思います。

今、聞いてみれば、町内の民間の方が2基ソーラーをつけられたと。50キロワットぐらいのものを2基つけられていると。また、町も土地を貸して今後110のソーラー

がつくられるということでありまして、皆様方も電気を起こしていくということについて考え方が変わってきていると。後の質問もございますけれども、以前といたしますか、日本においては電気は電力会社から買うものと、そういうふうな思想というんですか、そういうものが植えつけられてきておったわけでございますけれども、ヨーロッパなんかでは電気になるもの、エネルギーになるものは何でもエネルギーにしまえと、そういうふうな考え方があるようなんです。今、私たちの近くでもそういうふうに変わりつつあるというふうを考えるわけでありまして、海南海草の議連というのがございまして、そこが計画をしてくれまして、日高川町のほうに視察に行かせてもらいました。この中で聞いたのでは、旧川辺町ですね、ここにある水力発電、これは四つあるそうで、これで100%自給というのは無理で、いろいろ問題はありますけど、一応計算の上では100%あると、そういうふうなことでありましたが、そのうちおもしろかったのが、川辺と、それから昔のですね、美山と中津の境目にある発電所、これがダムをつくらずに蛇行を利用して、それでその落差によって発電するという、そういう方式のダムであったというふうに聞きました。

そういうふうにして、私たちの町を見てまいりますと、上神野の鎌滝ですね、旧美里の鎌滝のところで大角との境の付近に手拝峠というのがございますが、このところが非常に大きく蛇行しておいて、そしてまたほぼ同じところに戻ってくるという、そういうふうな地形になっております。ここで相当な距離を走っていますから、あの落差というのが非常に大きいと思うんですが、そこにまた貝尻用水という用水があるんですね。昔、箕六の貝尻さんという方が、そこから下の田畑を養うために、自分のとこの私財を投げ打って穴を掘ると、隧道を掘って、そして水を入れていったと。この間、そこを見てきたんですけども、大体80センチぐらいの穴ですね、それが大体500メートルか600メートル、大変な苦勞だったと思うんですね。1人、やっと入っていくぐらいの穴ですから、そこに入っていっては掘って、そしてまた土を出すと。そういう大変な作業をされた、紀美野町としては大変歴史に残るものではないかというふうに思うんですけども。この用水が今もありました。残念ながらそこから下の用水路が、もう既に使われていないということですから、この貝尻用水は上で閉じていると、水が入ってこないようにしているようであります。この下側に出てきた穴から下がU字溝の大きいぐらいの長さで川まで届いていると。そういうふうな地形から見ましたら、ここを使って、せっかくの先人のつくったものを、今度は小水力発電という形で生かしていくならば、

大変先人のこの努力にも報いることになるのではないかというふうに考えるわけであり
ます。農業用水を発電に生かしていけるという、そんなことについて、まだたくさん問
題もあるかと思うんですけれども、検討していくことをされるべきではないかと思いま
すが、御見解をお伺いしたいと思います。

次に、期日前投票所の設置についてをお伺いいたします。

合併前の野上町、美里町では、それぞれの町役場で期日前投票を実施していました。
ところが、合併後、旧野上町にある役場、ここでしか投票ができなくなりました。この
問題については、本来、合併をするについて新町というのはどういうふうな町になるの
かと、そういうことを協議する合併協議の段階で十分に詰めていただいて、そして2町
の住民が喜んでいただける、そういう町にということにされなければならなかったのだ
ではないかと思います。そこで、この旧美里町側はどんなふうな態度をとっておられたの
か、その辺について私はわかりません。また、その後の議会もそれを承認してしまった
ということについて、議会にも責任があると思います。しかし、どうあれ高齢者が多く
て圧倒的に広い旧美里町民にとって不自由を訴えられています。以前の質問に対しまし
て、車に乗ってしまえば支所であろうと本庁であろうと余り変わりがないという答弁も
あったかと思いますが。しかし、支所でおられるのと本庁に来るのというのでは大きな差が
あります。投票率を少しでも上げるという意味から考えて、行きやすいというふうな思
いが必要ではないかと思います。また、もう1カ所投票所を設けるということについて、
費用がかかるということも言われておられました。ですが、例えば民主主義の問題で議
会改革というのが、今あちこちの自治体で始まっております。近くでもかつらぎ町が通
年議会を試験的に始めたり、隣の海南市でも予算の委員会付託というようなことも始ま
ったり、いろいろとされております。町民の方が、議会が何をやっているのか知るため
に、昼の議会では仕事に行けないから、夜に議会をやってもらえないかと、そういうふ
うな要望もありますけれども、こんな問題になると、職員に払う手当が要るとかいうこ
とでお金が要るではないかと、こういうふうに意見が出ます。しかし、本来、議会とい
うのはみんなのもんですから、皆さん方が納得できる、どんなことをしているのかわか
ってもらって、そういうふうなところにお金をかけても私はいいと思うんです。また、日
本の歴史から見てもそうですけれども、戦前のように天皇の一声で何でもかんでも決ま
るといふ、そういうふうなことであれば確かに時間もお金も節約できるというふうに思
います。しかし、その一声が間違っていれば、あの大きな戦争に引き込んでしまったり、

そういうことが起こってまいります。そのことから、戦争が貴族院ですか、また問題になるのは、その議会を現在のように戦後かえて、議会制民主主義を徹底するように改善されてまいりました。このように、民主主義を徹底するためには、これは金も時間もかけなければならないというのが当然でありまして、それは当然のコストであるというふうに思います。また、以前の質問の、職員の配置が難しいという答弁もありましたけれども、これも同じように金の問題ですから、そういうふうに、だからできないということにはならないと思います。今申しましたように、民主主義を全うするためにも、時間も金もかかっても、その経費は無駄ではないということから、町民の参政権に係る大きな問題であるという、そういう立場から、再度このことについての御見解をお伺いしたいと思います。

次に、大飯原発の稼働を中止させることを求めることについて、お伺いしたいと思います。

今、福島県では16万人の人が原発事故によってふるさとを離れているというふうに聞きます。今後、実際に帰れるかどうか見込みも立たないというのが、現在の状況のようであります。しかし、この間、3月11日、ちょうど2年たったんですけれども、この次の12日の新聞を見ましてびっくりしたんですが、私は赤旗新聞ともう1紙、4大新聞の一つをとっています。そこで見たんですけれども、私のとってる赤旗以外のもう1紙ですが、見てみましたら、この3.11地震のことは載っているんですね。でも、福島原発の問題は載っていませんでした、どこを見ても。こういうふうに原発隠しがされている。このあいだ研究者の方の先生の話聞いたんですけれども、いまだにあの福島の原発の中に入ってやってること、これはもう実際入っていても、炉心がどこかもわからないような状況らしいですね。そこで、あれ2次か3次か知りませんが、労働者が入って行って、被曝をしながら、ただただ水をかけていると。この汚染された水が、もうどうしようもなくたまってきた、近く海のほうに放出されるというふうなことにどうもなっているように聞きます。こういうふうな大変な状況なんですね。除染がされてない道を子供たちが通学をしていたり、いろいろと問題がないように聞かされているわけでございまして、私たちはわからないわけでございましてけれども、一旦これは起こってしまうと大変なことになる。今一つ稼働している大飯原発なんですけれども、これも活断層の上にある施設だそうであります。この原発が事故を起こせば、高野山までが危険地帯になってしまう。当然、私たちのこの紀美野町もそのエリアに入ってしまう

うわけであります。

大体、原子力発電所という、この原子力問題というのはどういうことから開発されたのかと、ちょっとひもといてみますと、大体今から68年前、日本に落とされた2発の原子力爆弾からのようであります。それが戦争も終わり、せっかく開発した技術を何かに使おうと考えたのが、これがやはり戦争の道具の原子力潜水艦の動力だったようであります。そうして、その発電装置を同じ理屈で陸上に上げたのが原子力発電所だそうですけれども、海の中だったら、使用済み核燃料をためておくプールをつくる必要はありませんよね。陸上に上げた原子力発電所では、使用済み燃料というのは、プールに並べられて、その上にさらに8メートルの水をためたプールに入れていると、そういうようでありまして、これももう既にたまってきている。どんどんと、その処理ができませんから、どんどんたまってきているようで、大体全国のを見ても、北のほうのはまだまだ余裕があるようですけれども、トータルしてみるともう6割、66%ぐらいたまってきているので、これは今後どうなっていくのか。こういうふうにも考えても、これはもう稼働していくということ自体が無理な状況になってきているというふうに思います。実際、このようなトイレのないマンションというふうにも言われる方もありますけれども、そのような状況にあると思うんですね。

ここ和歌山県に原発がないと。それについて日高原発反対の戦い、和歌山県に原発がない理由という、このパンフレットがこの間、手に入りまして、それを見て驚いたんですけども、和歌山県にも原発をつくるという話が来たそうであります。1967年ということですから、もう40年余り前ですけども、これでまず大きい反対運動を起こしたのは、阿尾というところの漁師のおかみさんたち、女性たちから始まったようなんですね。一旦、撤回したんですけども、この後、すごい巻き返しが起こってきて、こう書いてますね、5年たったら原発旅行がどっど行われるようになったんです。ただでとか、3,000円、5,000円の会費で、1泊宴会つきの観光旅行で、見学地に必ず原発見学が入っている。そこで原発は安全というふうに帰ってくる。また、さらにそれからしばらくたって、アメリカのスリーマイル島で原発事故が起こるんですけども、そこで一旦ちょっととまるんですが、その後、関西電力立地部というのができて、十数人常駐して日高郡内を走り回る。住民の思想調査をする。各団体に資金援助、就職の世話、原発見学を含む無料格安旅行、無料タクシー等、至れり尽くせりされる中で、住民の多くは変節していったと。こんな時期もあったようであります。ここでは、もうまさに町が二

分されて、子供たちまで学校でけんかすると、こんな状況があったようであります。それで海上の事前調査を漁協に言うてくるんですけれども、12時間漁をやめてさせてくれたら6億7,000万円を出すと、こんなふうな話もあったようであります。また、個人的には漁師の方が目の前に現金100万円積まれ、ぐらぐらとなりそうになったと、こんなこと等があったようであります。

このように原発というのは、その原発マネーというふうに言われますけれども、たくさんのお金いろいろなそういうふうな話があったりするわけでありましてけれども。このだけ問題がある原発、しかも断層の上に建っている大飯原発が稼働されているというところに、どこに問題があるのか。おかしな問題がなければいいんですけれども、もしものことがあったらどうするのか。ないないと言っていたのが、結局あったわけなんですよ。そういうふうを考えていって、私たちは紀美野町の住民、町民の命、それから健康を守るというふうな大きな課題を持っています。ですから、問題のある大飯原発、原発自体が問題なんですけれども、これの稼働を中止させる。そのために町長も町村会等で声を上げていただきたいと、このように考えるわけでありまして。これについての御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、福祉灯油サービスの実施についてお伺いしたいと思います。

他県の話で申しわけないんですがございますけれども、厳寒の中、生活に困っている家庭、そういうところに灯油の購入支援をしている、そういうふうな自治体があるわけでありまして。アベノミクスで円安になって、輸入物が高騰してきている。灯油もいよいよ100円というところになってきているわけでありましてけれども、高齢者が寒い家で、もう本当に国民年金なんて、まさに爪の先に火をともしような生活をしなければなりませんから、灯油も焚けずに、寒いからと布団の中に入っていないんじゃない。そのような状況があると思うんですけれども、そんな中、町としてもその方々の暮らしを少しでも守っていくべきではないかというふうに考えます。この町でも低所得家庭、あるいは片親家庭など、生活に困っている方に対して、例えば実施しているところでは2,000円券を5枚というふうな限定のサービスですけれども、やられているようであります。町の財政は厳しいので、大変その辺では町長もやりにくいところがたくさんあると思っておりますけれども、国民年金の高齢者、独居老人の方々が厳しい生活を、まさに生活をしていかなければならない、そういうところに支援が必要ではないかというふうに考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時15分)

再 開

○議長 (加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

○議長 (加納国孝君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 美濃議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の裏金裁判の進展につきましては、井上総務課長より御答弁を申し上げます。

2点目の町内の橋の検査及び補強工事の進捗状況については山本建設課長より、また3点目の小水力発電につきましては岩田産業課長より、また4点目の期日前投票所については井上総務課長より、また6点目の福祉灯油のサービスを実施することについては山本保健福祉課長より御答弁を申し上げます。

さて、私からは、5点目の大飯原発の稼働の中止を求めることについて、御答弁を申し上げます。東日本大震災によりまして、福島原発の放射能漏れのために、生まれ育ったまちを離れなければならない異常事態に、多くの方々が大変な思いをされていることをごさいますて、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、美濃議員の、大飯原発の再稼働の中止を求めることについての御質問でございますが、大飯原発は昨年7月に3号機と4号機が再稼働を開始しております。もし大飯原発が不測の事態により放射能漏れを起こした場合、当町へ直接的な影響はないかもしれませんが、確かに当町に置きかえて考えた場合、一地方公共団体の首長として看過できない問題であろうと思います。しかし、現在この原発の稼働の可否につきましては全国的な問題であり、大飯原発だけの問題ではございません。専門的な知識のない私どもにとっては、国や専門機関の調査結果や各電力会社の安全対策の公表を確認することでしか判断できないことも事実でございます。

こう慎重に考えております理由の一つに、野田前首相の発言に対して和歌山県知事は、「原発を動かさないリスクと動かすリスクがあり、動かさないリスクのほうが大きいと判断されたことは同感である。」ということをおっしゃっております。これは実際に電力不足に陥った場合の県内産業界に与える影響ははかり知れないものがありますし、それによる雇用問題に大きな影を落とすということもございます。この場合、非正規社員が真っ先に影響を受けるということは考えるまでもありません。また、経済的なことよりも問題となりますのは、停電の許されない医療機関、乳幼児や高齢者の熱中症対策など、人命にかかわる問題が危惧されているからでございます。これらを勘案した場合、関西広域連合が国に要請していることと同じ内容になるかと思いますが、早急に原子力の安全水準を最高レベルまでに高めつつ、自然エネルギー等への転換を推進することによりまして、原子力発電への依存を縮小していくべきだと考えます。国や専門機関の発表や、大飯原発がどのように安全性を確保するかを十分に注視しながら、今後とも和歌山県並びに県下市町村と連携しつつ対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 美濃議員の1点目と4点目を、私から申し上げます。

まず、1点目、旧美里町歳計外資金裁判の進展についてお答えします。

歳計外資金の裁判について、1月11日に和歌山地方裁判所の判決が出ました。判決については、段木氏の政治活動と認められる出金や真実ではない出金や、信用のおけない出金として1億2,396万5,017円と10万円及びこれらに対する年5分の割合による金品を、段木氏らが町に支払えといった内容の判決でした。また、一番の争点となっていた歳計外資金の性質については公金であるということをお認めいただくなど、当町の主張がおおむね認められた結果となっております。

次に、併合審理されていた、段木元町長らが町に対して提起した名誉毀損に係る損害賠償請求事件につきましては、当町の主張が全面的に認められ、段木元町長らの請求は棄却されております。これら判決に対しまして、段木元町長及び田下元収入役は不服があるとして、1月28日に大阪高等裁判所に控訴しております。控訴状の副本が当町に

届きましたのは3月7日でした。

送られてきた控訴状の内容について説明させていただきますと、趣旨につきましては控訴人らの敗訴部分の取り消しを求めるといった内容で、その理由については後日準備書面により提出するというもので、詳しく説明をすることはできません。控訴されたことに対する当町の対応は、当然、控訴してまいりたいと考えています。また、当町の請求が認めていただけなかった出金のうち、不明朗で当町として納得できない出金につきましては附帯控訴し、当町の主張が認められるよう努めてまいりたいと考えています。

以上、1点目でございます。

続いて4点目、期日前投票についてお答えします。

以前にも御質問いただいており、同じような答弁となりますが、お許しいただきたいと思えます。期日前投票制度は、平成15年12月1日から設けられた制度でありまして、現在に至るまで国政選挙、地方選挙が幾つも行われてきたところでございます。それまでの不在者投票に比べ、選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みであり、制度が設けられてから約10年経過する中で、選挙人に対し非常に浸透しているものと思われます。本町の期日前投票の現状は、旧野上地域と旧美里地域とも増加傾向で推移してまいりましたが、昨年4月の議会議員選挙で1,518人であった期日前投票者も、今回の衆議院議員総選挙で1,589人と少し増加しました。期日前の投票率も議会議員選挙で16.3%、衆議院議員選挙で17.47%と少し増加しています。当然、期日前投票をされ方には、期日前投票所が本庁のみの1カ所で御不便をおかけしています。期日前投票における経費につきましては、本年7月執行予定の参議院議員通常選挙を例にとってみますと、現行約100万円要しています。単純計算ではありますが、2カ所とした場合200万円となる見込みです。また、職員の動員も前回の参議院議員通常選挙で延べ196人要しており、2カ所となると延べ392人の動員が必要です。行政事務も多様化する一方、これまでの職員数の減、またこれからの職員数の減を考えると、期日前投票を2カ所にすることは非常に困難なことであります。期日前投票所が1カ所で御不便をおかけしていることは申しわけなく思っていますが、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(総務課長 井上 章 降壇)

○議長 (加納国孝君)

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 2 問目の、町内の橋の検査及び補強工事の進捗状況についてお答えします。

平成20年度から本町の町道にかかる全体の橋から長寿命化対策事業として、橋梁延長15メートル以上の橋65橋を対象に、点検調査や今後の修繕計画と、計画的なかけかえをすべき策定計画を認めていただき、本年当初予算で4橋分の補修工事費を上程しているところでございます。また、来年度も引き続き残りの橋梁についても実施していきたいと思っております。しかしながら、本町全体の橋梁数は293橋と多く、現在ではまず前段で申し上げた橋梁が優先されておりますが、私どもも議員が懸念されるように、災害時等における山間部での小さな橋や構造物等が破壊されることにより道路が通行できないことは、地域住民にとっては大変な困難や命にかかわることと認識しております。これに対する対応策としましては、地元建設業者との災害時における応急対策業務に関する協定の締結もできており、道路災害時にはできるだけ早く緊急用自動車等の通行が可能な道路になるように努めますので、御理解を願いたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 美濃議員の3番目の質問の小水力発電について、お答えいたします。

議員質問の貝尻用水路を利用した小水力発電ができないか、また計画が持てないかとの質問であります。三尾川付近の河川は大きく蛇行しており、蛇行部分をトンネルにて施工し、一直線に貝尻水路が流れています。現況を見ると落差が約10メートル程度あり、トンネル部分の水路断面は幅、高さともに1メートル程度となっております。発電の電力は流量と落差によって大きく左右され、貴志川の取水部分から考えると一定の水量が確保できないものと思われ、電力量も安定してないものと思われ。この用水路は箕六地区に住んでいた貝尻兼蔵氏自身の財産を投じて、3年の歳月をかけて完成させたものであり、これにより神野市場方面に水が流れ、干ばつ対策に大きく貢献したものであります。この貝尻水路は将来に向けた町の歴史文化、また観光資源として活用させていただくことがよいと考えますので、発電に限らず観光的・歴史的観点から検討してま

いりたいと思いますので、御理解願います。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 美濃議員の最後の御質問でございます。福祉灯油のサービスを実施することについて、他県で厳寒の中、生活に困っている家庭に灯油の購入支援をしている自治体があるので、紀美野町でも独居老人、低所得家庭など、生活に困っている家庭へ灯油券による支援が必要ではないかということでございます。

議員おっしゃるとおり、北海道や東北等の寒冷地の自治体では、福祉灯油として整理券を、非課税の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などへ配付する事業を行っていると聞いています。しかしながら、和歌山県内では現在このような事業を行っている自治体はないと聞いています。平成19年度に高野町が、ぬくもり灯油交付事業として、生活保護世帯等の対象世帯に1,000円の灯油券5枚を配付する事業を実施しましたが、高野町におきましてもこの年限りであり、その後、実施していないと聞いています。紀美野町においても、他の県内自治体と同じく、北海道や東北地方等の厳寒の地と同様の冬の寒さに対応した特別の対策を、福祉灯油という方法で行う必要性は低いのではないかと考えています。紀美野町では、民生児童委員の皆さんを初めとして、要援護者対策事業による訪問、老人クラブ、地域サロンや地域の活動などにより、個々の高齢者等の世帯の見守りを積極的に行っていただいています。そういう活動の中で、生活に真に困窮している方を発見した場合、適切な対応を実施していくこととしていますので、御理解をいただきたいと思います。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 1点目の裏金裁判ですけれども、そういうことで実際にまだ今のところ詳しい内容はわからんということでもありますよね。そういうようなところでありますので、これについてはまた次期、聞いていきたいと思うんですが、実際、1億2,400万円ですか、そういうことが出たんですが、段木氏側の財産等についてはどうなっているのか。その辺についてはどうでしょうか。

それから、次の2番目ですけども、実際、うちの町というのは大変財政が厳しいわけ

で、その中で一生懸命やりくりしながら町民の福祉、または安全のために頑張っていたいてるんですけども、実際、今、課長が言われたように、今65橋対象でやってるけれども、293橋、実はもっとあるんですよ、小さいものを含めていったら。そうなってくると大変なんでしょうけれども。長寿命化は65橋ということですけども、あとの対策、それは福祉的な意味合いにもなってくるのであるのかもわかりませんが、状況はつかんでおく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。それから、建設業者との協定が結ばれているということですけども、今の建設業者の状態からして、その協定がしたくても履行ができないというふうなこともなっていないかどうか、その辺は大丈夫なんですか、お伺いしたいと思います。

小水力ですけども、今、課長が落差10メートルで1メートルの穴を掘られていると。本当に今のこの世知辛い世の中で考えるならば、本当に3年間もかかって、あの大変な穴ですよ、もぐっていただけでも大変で、本当に大変な努力をされたんだというふうに現場を見て思ったんですけども。観光資源として活用していくと、それも一つの方法だと思いますが、課長が言われるように水が通らない時期もあると。渇水期というんでしょうか、そういうふうなことになってるんですか、なるんですか。実際のところは確かに水は減ってきていると思います、川の水が。その辺のところ十分に把握されているんですか。そこのところと活用しようと思えば実際、1メートルが1メートルそのまま使わなくても、その中に管を通してやっていけるというふうなことも考えられるんじゃないかというふうに思うんですね。そういうことについて、観光ということも必要なんでしょうけれども、もう一步踏み込んだ形でやっていけないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

期日前投票の話なんですけども、1カ所100万円で人間196人の職員が要ると。こんだけなければやっていけないんですよということで、だから難しいということなんですけど、こういう見方ですね、金が、人が要るからできないと見るのか、やらなきゃならないから、この予算を、人を置くという、その必要があるのかないのかということについて、今、ほとんどの、例えば隣の海南市なんかでは下津町ですね、やっていますよね。面積から言うならば、ほぼ変わらんとするんですよ、海南市下津町と合わせたのと、この紀美野町では。そういう点で、しかも旧下津町は旧美里町より狭いんですよ。大体、旧美里町は旧海南市より広いんですよ。そういうふうなことから考えたら、こういうふうに金と人が要るからというだけで判断していいのかどうか。それは、もっとはつきり

当初の段階で、どうしても必要だということだったら当然置いてるわけでしょう。そのところが甘かったから、今になってしまっているから、そういうふうになんか金や人やってことになってくるんでしょうけれど、私はこれは納得できません。もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

原発の問題について、町長から御答弁いただいたんですけれども、我々専門の何でもないということですが、その中でリスクの問題、動かさないリスクがあるんだと、こういうことで今答弁いただきました。これ、県知事なんですね。でも、これは実際のところ、足るんですね、電気は。原発を使わなくても。関電が隣の、あれは中国電力か、中部か中国かどっちかが余るんですよ。そこを回せば回っていくと。そういうふうになることになるらしいんですよ。それをいかに、何が何でも原発を動かさなければならぬという、そういうふうなことで走っていると。国もそうであるし。それは、結局、福島の問題がいいかげんにされてる。そうでしょう。さっきから申しているように、除染をすれば何とかなるといって、除染もしないような通学路を子供たちに歩かせたり、除染が十分でない校庭で遊ばせたり、そんなことをされているわけでしょう。しかも、山にあるような、山の木や何やらにたまった放射能なんて、まだまだできませんからどんどんおりてくる。しかもまた原発のあの中からは、まだ放射能が出てるんですよ。このように、今から数十年前のスリーマイル、今これからウランを出すんですか、あれを出そうかというようなことを言うてるぐらいの状況でしょう。スリーマイルなんてまだまだあの中に何千人も入って作業をしていると。何とかしようとしてやってるような状況なんでしょう。起こってしまえば大変なことになるといふふうに考えてやらなきゃならぬのに、それは覆い隠して、なんせかんせ原発やろうと。それが大きな企業のもうけにつながる、ここに問題があると思うんですよ。実際、自民党の歴代の皆さん方のいろいろとつながりもあるようですし、大学なんかにも大きな研究費用が電力会社から行っていると。そういうふうな形で守ってもらえるような状態にしている。また、マスコミもそうでしょう。先ほど申しましたように、3.11の次の日に載っておいたのは津波だけ。この原発がいかに問題になっているのかということは載せもしないと。さっき言いましたように、和歌山にも四つの原発の動きがあったんですけれども、その大きな大変な戦いの中で抑えているんですね。電源立地の関係で交付金が、どんどん金が来ると。そんなもんもあつたり、いろんな金がある。だから、その反対する人たちは大変少数派に一旦はなってしまって、差別的な扱いもあったようであります。そういう中で

がんばった。そして、今もこれは多分一部、先ほど申しましたごく一部の話だと思うんですけども、たくさんのお金や何やという形で動きがあったと。だから、そういうふうな動きが、今の原発、稼働しているところ、あるいはこれから原発を持っているところでも、そういう動きがあることは当然想像できるのではないかというふうに思うんですよ。そういうふうな中で、このようになっていると。

だから、私は昨年、ある人に言われたんですけども、もしマスコミが今の実際の福島状況を報道したら、もっと節電しようじゃないかということになると。ところが、原発事故というのは大変小さいもんなんだと。こういうふうなことで報道するから、今のようになっている。節電というのは、大変大きな電気を起こすことに考えても、節電が大きな意味合いがあるというふうに考えても、もっと考え方がある。そういうことで、本当にいかにもいろんな事業所がとまってしまったり、医療機関が手術ができなくなることになってしまったり、またお年寄りの熱中症が起こるといような、そういう宣伝をしながら、そういう脅しですよ。半ば脅しのように感じるんですけども、そんな形で再稼働を進めると。こここのところに私は問題があると思うんです。そして、我々は紀美野町民の皆さん方の命、それから健康を守っていくということから考えて、これはやはり再稼働を中止、この稼働を中止させるということについて、声を上げていかなきゃならないというふうに感じるんです。そういう点で、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、福祉灯油の問題ですけども、町にいてる方々は、まだいろんな点で、例えばお年寄りがデパートに行ったら、よくデパートの中に座っておられる方もございます。そういうふうにされておられれば暖もとれるわけですね。それが、ひとり住まいで一軒家の山の中で雪も降って外にも出られんと。そういう方々がいかな状態でおられるのか。そういうふうな方々に、せめて何らかの支援をすると。今言われたのは訪問をしたり、サロンがあったり、見守りがあるから、町はサービスをしているんだということがございますけれども、そういう面で、せめて暖かい、2,000円の券をもうても1年、一冬十分ということにはならんでしょうけれども、せめて何らかの形のサービス施策をとるべきではないかと思います。特にこのアベノミクスの円安というのは、本当に大きく影響してくる。そんなことを考えた場合、もう一度御見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の5点目の、大飯原発の稼働中止を求めることについての件につきまして、御答弁申し上げたいと思いますが、私も議員同様、決してこの小さい問題というふうな認識はいたしておりません。しかしながら、これにつきましては、現時点の安全基準により稼働することを認めた国や専門機関、これを信じるほかないと思います。今後、いろいろな調査結果が出されてこようかと思いますが、そうした調査結果を確認し、そして我々といたしましては和歌山県並びに県内市町村と連携をしながら対応していきたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の再質問の、まず歳計外裁判でございます。段木氏の財産についてということの御質問であったかと思えます。町としては、現在、差し押さえをしておるのは現金約2,000万円程度でございます。それから、あと固定資産を差し押さえおるとというのが現状でございます、そういうことで答弁とさせていただきます。

それから、期日前投票でございます。当然、大事なそういう期日前、いわゆる投票所なり期日前というのは非常に重要ということは当然と思っておりますし、またお金に関しても、財政をあずかる者として非常に大事であると。また、特に職員数が今後、減少していくという課題もございまして、今現在もいろいろと職員にはいろんなことを、日曜日の行事であるとか、いろんなことで担当以外のこともお願いをしておるところでございます、それがますますどんどんふえていくという状況もあろうかと思えます。そんな中で2カ所となると、非常に職員の負担も困難であるというのが今の現状でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質問にお答えします。

長寿命化以外の橋についても、ほかにもあるのではないかとということですが、議員が言われるように、町道以外の農林道の橋を入れると357橋になります。現在の長寿命化対策以外の橋も、点検等は私どもも必要であり、状況を把握する必要があると思っております。ですが、現在は財政的なこともあります、まず長寿命化対象になっている

大きな橋の補修等をしてから後に、引き続き小さい橋のほうも対応していきたいと思っているところでございます。

それから、地元業者は大丈夫かということですが、今現在、地元の業者と協定をしている業者数は25社でございます。今後においては数も減っていくことも考えられますが、今現在の大きな災害時のときにも地元の業者には協力をさせていただいて、道路の通行ができるような復旧もしているところでございますので、今後におきましても大丈夫と私どもは思っております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

○産業課長（岩田貞二君） 美濃議員の再質問の、貴志川の水量について確認しているかにつきましては、夏場や乾季の時期の貴志川を見ますと、岩場のところでは、もうほとんど少量しか流れていないというのは現状であります。また、活用すれば発電が可能かということですが、水がある限り発電は可能ということで答弁させていただきます。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 福祉灯油の件でございます。先ほども申し上げましたとおり、灯油を一定の基準の人に配付するという施策でございますが、非課税の世帯の方とか、約500軒程度に配付するといいますと5,000円でも250万円というお金が必要になると思います。現在、先ほど申しましたとおり、見守り等でいろんな状況のことを、生活の困難さ等を個別にお聞きして、それに合った対応をさせていただくということが、より効果的なことではないかと考えていますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 裏金裁判、何にしてもこれからは頑張ってもらわなければ、こういう状況の中でやめたというわけにならない問題であるし、さらに今、反対にまだこんな問題があるんじゃないかということでやっただいていっていると思うので、大いに頑張ってもらいたいと思います。それから財産ということで、一番大きな家屋敷ということになってくるのか知りませんが、家屋敷についてはどういうふうになっていますか。状況をお伺いしたいと思います。

橋の問題ですけれども、当局のほうも本当に頑張ってくれていると思うんですけども、

実際、本当にいつ来るかわからん災害ということでもありますので、心配するわけであり
ます。さきの65橋が済んだら、次へまた移っていくということでございますので、で
きるだけ早くお願いしたいと思うんですけども。あと、実際のところ25社の業者の方
と協力の協定を結んでいるということなんです、実際、今の業者の状態、以前にも質
問したように、大変な状況の中で機械を手放されている方、あるいは労働者をだんだん
抱えられないような状況になっている業者、そういうふうな状況になってきていると。
それで、中小零細企業というような状況に落ちてきている建設業という状態から考えて、
そのこのところを十分にやってもらえるような状態にということがなければ、幾ら25社
の方と協定を結んでも、さあとなったら機械ないよとか、人がないんで行けやんのよ、
ではならんと思うんです。その辺のところについて、もう一度お伺いしたいと思います。

小水力発電ですけれども、観光で活用するということが町の方針なんだというふうに
答弁があったんですけども、あと水があったら発電できる、それは当然だと思うんです
けど。非常に、多分今は以前に比べたら川の水が減ってきていると。そういうふうな状
況の中で厳しい時期もあるというふうなことの意味合いの答弁であったと思うんですけ
れども。しかし、できるならば貝尻用水を守っていく、それを活用する。単に穴だけ見
せて、これが貝尻用水なんですよって、先ほど言われたように3年余りかかって私財を
投げ打ってつくってくれたんですよと言うても、もひとつどんなものにしていくのかイ
メージも湧かないんですけれども、それについてのお考えがあると思うんですけども。
もう発電という今の情勢、先ほど、町長も言われたように、発電が自然エネルギーがも
っとふえれば、原発もなくしていけると、そういう答弁もあったと思いますけども、そ
ういう流れになってきているわけですね。

実際、こんな研究もあるので、和大的中村先生が言ってるんですけども、日本全体
でなんです化石燃料を輸入して、これを使っていくと。これで23兆円というものが
国外へ出ていくんだと。これが外国に出やんと、日本でその金を使えるならば、非常に
大きな経済的な意味合いもあるというふうなことを言われています。そういうふうなこ
とで、やはり自然エネルギーを起こしていこうという機運をどうつくっていくのかとい
う意味合いからしても、このこのところですね、何らかのそういう自然エネルギーと先人
のこういう施設というものを一体化できないのかと。そういうことが考えられると思
いますけども、もう一度、この貝尻用水の利用の仕方についてお聞かせ願えれば、よろし
くお願いしたいと思います。

それと、ずっと平行線になっているんですけども期日前投票ですね、職員が減少していくし、職員は日曜などのイベントで大変なんやと。その中でこういうふうにもう1カ所、期日前投票の投票所をふやすということは大変なんだということで答弁をいただいたんですけども。しかし、何が大事かということで、さっきから申してるんですけども。こういうふうにも有権者の参選権というのが大事であるならば、それは町として、そういう手当てをしていく必要があるのではないですか。だから、そういうお金が要るからって、お金が要るのは当たり前ですし、人が要るのも当たり前ですから、それをどうするかというのが町として必要であるならば、そうでしょう、必要があるから、いろんなところで町は事業をやってる。なければやらんかってもええわけですけども。極端な話、期日前投票をするということは必要ないと、そういうふうな見解に立っているのか。必要であるというならば、当然お金が要ろうが、人が要ろうがやっていかなければならんということになってくると思うんですよ。そういう点で、私はもう一度その辺についてお伺いしたいと思います。

調査結果を待つということには恐らくならんでしょうし、原発問題ですね、県とか、他の町村を見るということなんですけれども、県がそういうふうにも今の様子を見てると、恐らく動かさないためのリスクというふうなことを言って、電力があるのに、そういうふうにもいかにないような言い方をしていると。大体、動かさないリスク等のことを言われたのがいつなのか、今年の1年間、特に夏場の厳しい、電力需要の一番大変な、それを越えて、その経験をもとに言っているのかどうか。そのところはどうかです。越えたんですからね、今年のあの大変な夏を。そこから考えても、そういうことを経験しての話であるのかどうか。また、やっぱり我々としても、マスコミの大変に原発を支援するような、そのところに対する問題もあると。そんな点も、我々が一番やらなきゃならんのは、この町民の命と、それから健康を守ることなんです。それで、先ほどから言ってるように、断層の上にある大飯原発を稼働させていいのかどうか、そのところで県がどうあろうと、地方自治体というのはそういうものでしょう、本来ならば。実際、町の言うよりも県、県の言うことよりも国の言い分というのは大変押してきますけれども、実際は地方自治体というものが法律、憲法でも、特に憲法で保障されている、守られている、そういうところを考えると、やっぱり言わなければならないところは、言わなければならないのではないのでしょうか。その辺のところ、もう一度、お伺いしたいと思います。

あと、福祉灯油の問題で課長は、訪問やサロンや見守りということのほうが大事だというふうに言われましたけれども、でも本当にひとり住まいで、一軒家にひとり住んでいる、また山の中で大変、このような平地よりも寒いところに住んでおられる方が、どんな暮らしをしているのか。そういうことから考えて、それでいいんかと。それが今言う、500軒、5,000円で250万円、それにかえがたいものがあるんじゃないかというふうに思うんですよ。お金ばかり要ること言って申しわけないんですけども、その辺でもう一度、御見解をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず裏金問題、これにつきましては、やはり議員が申されますように、今まで裁判等々において頑張っただけでまいりました。これからも、やはりこの方針を貫きながら頑張りたいと、そのように思うところでございます。

また、2点目の建設業者の協定は大丈夫かということで、非常に今、建設業者が厳しい状況の中で仕事をされとるというふうな状況はよく存じております。しかしながら、当町におきましては、議員の皆さん方の御理解をいただきながら、できるだけ町内業者を利用し、そして指名し、入札を行っておるとというのが現状でございます。それはなぜそうしているのかというと、やはり町内業者を育成していくという大きな目的があるためにやっておるわけでございますので、今後ともそうしたことで業者の育成を図りながら、また災害時には業者にぜひとも協力をいただき、そしてこうした災害を1時間でも早く回避できるような、そうした対応をしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

それと4点目ですか、期日前投票。これにつきましては以前にも議員からの御質問があったかと思えます。そうした中で、やはり今のコミュニティバス等々の交通体系等々も利用いただき、そしてこの本庁へ来ていただくのに、今の支所と大体10分ぐらいの差であろうと思えます。そんな中で、乗りかえをしながら来ていただかんなん、そうした場合があれば、やはりいろいろ考えていかんなんと思えますが、今のルートであれば、大体乗りかえずにここへ10分ちょっと御辛抱いただければ来られるというふうな状況の中でございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。必要かと言われると、これはもう必要でございますので、できるだけそうした啓発をしながらやってまい

りたいと、このように考えておるところでございます。

それと、5点目の大飯原発、非常に大きな問題でございまして、国のほうでこれを再稼働を認めていると。それは何において認めているのかといいますと、やっぱりそうした専門的な知識、それに基づいて認めたと私は思っております。したがって、先ほど申されました断層の問題、これもなるほど断層が出てきたということで、その後、2度にわたる調査をされておるといふような状況の中でございますので、やはりこれらを見きわめながら、県と歩調を合わせ、そしてまた各市町村とも歩調を合わせながら今後対応していきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、6点目の福祉灯油のサービスを実施することについてということでございますが、これもなるほど議員申されますように、非常に御苦労されている御家庭もあろうかと思っております。しかしながら、この和歌山県内においても、高野町がやり出して、一旦はやったんですがやめておると。また、我が紀美野町におきまして、そうした本当に東北、また北海道等と比べて、まだそこよりも極寒であるというふうな状況であれば私も考えたいと思っておりますが、できましたら今のそうした対応の中で、また考えていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小水力発電の問題でございますが、できるならば貝尻用水、これの活用と言われる、この気持ちは私はもう実際わかります。といいますのは、あの現場を見、そして今の貝尻用水の入り口ですね、トンネルの入り口、ここがもう腐食しておりました。それをまず直して、そしてそのトンネルを抜けた向こう側、ここももう実はだだ漏れの状態でございます。それをある程度改修をして現在のようにしているわけでございますが、その際に、貝尻用水の関係者の皆さん方と話をしながらやってまいりました。そんな中で、やはりこの貝尻用水、先ほど議員も申されておりましたが、私財を投げ打ってこれをやったんやと。本当に大変な作業であったかと思っております。そんな中で、実は私も、あれは何とかPRしていきたいなということで、あの上のほうへ、ここの下に貝尻用水があるんですよというふうな、そうしたものを立てていきたいなというふうに考えておったところでございますが、まだこれについてはまだ立っておりません。そんな中で、やはり夏場の水量等々を考えますと、これが果たして小水力発電に向いているのかどうか、そうした疑問もありますが、やはりそうした観光面において何とか活用できんかなというふうに考えておりますので、これからまたひとつ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 美濃議員の再々質問、段木氏の家屋敷がどうなっているかという御質問があったかと思えます。先ほど申し上げましたように、固定資産を仮差し押さえをしているということで、家屋敷が固定資産ということでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 29 分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 30 分）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 必要かというのは、第2の投票所が必要であるかどうかということを聞いているんですよ。今、町長は必要だというふうに言われてましたけど、その意味合いが非常に違っていたと思えますので、その辺についての答弁を願いたいと思えます。

それから、原発の問題ですけれども、町長の言われるところのリスク等の問題を知事がおっしゃったということであったんですけども、それはいつであるのかという質問だったんですね。要するに、昨年の夏を経験した上での発言だったのか、その以前の発言であったのかと、その辺について答弁が漏れています。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 答弁漏れということで、申しわけございません。期日前投票についてでございますけれども、現在のこの選挙制度は当日投票主義ということでございまして、21カ所の投票所で当日の投票を行うと。それで、例外的に期日前投票制度というものができたという経緯でございまして、それでそれが1カ所でいいのか、あるいは2カ所でいいのか、3カ所でないと参政権が侵されるのかという問題につきましては、1カ所でも当然、これはもう構わないという、こういう見解でございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 32 分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 33 分）

○議長（加納国孝君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）

知事がこの答弁をしたのは、24年の6月です。

以上です。

○議長（加納国孝君）

しばらく休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 33 分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 33 分）

○議長（加納国孝君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）

先ほど私が申し上げた、その必要やというのは、この下の期日前投票所、これを必要やという意味で申し上げまして、ちょっと向こうとじゃないんで、そこのところを間違いのないように、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君）

これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君）

質問の1点目は、農業支援の見直しというか、あり方について質問いたします。

農林水産省の農林水産基本データ集によると、日本の農業従事者は、輸入自由化や価格保障の廃止など農業切り捨て政策によって減り続け、しかも高齢化が進んでいます。農業を主に行っている基幹的農業従事者は2000年が240万人でしたが、2012年

には62万人減って178万人となっています。その6割が65歳を超え、平均年齢は66歳です。一方、新しく農業を始める新規就農者は2011年（平成23年）5万8,000人で、10年ほど前の8万人と比べれば減りぎみになっています。ここ数年は6万人ほどで推移しており、若い人はなかなかふえません。39歳以下は1万4,200人とどまり、そのうち定着するのは1万人程度だと見られています。新規就農でも最も多いのは60歳以上の3万1,300人です。農水省は、このままの傾向が続くと農業従事者の昭和一桁世代が80歳以上となり、農業を退く8年後には、基幹的農業従事者が大幅に減り、145万人になると予測しています。年間50万円以上の販売農家も、2000年（平成12年）で234万人でしたが、これも減り続け、8年後には半減する見通しです。2011年（平成24年）の耕地面積も454万9,000ヘクタールと前年に比べ1万2,000ヘクタール減少しました。大きな要因は、耕作放棄が7,000ヘクタール、宅地転用の5,600ヘクタールです。紀美野町での農家戸数は2001年（平成13年）の1,025戸から、2010年（平成22年）では895戸と、10年間で1割以上が減っています。農地利用率は2007年（平成19年）で75.3%、特に柿の作付面積は9年間で39%に激減しています。農地の多くは急傾斜地に点在しており、高齢化が進む中、町は単独事業も含むさまざまな財政支援を行ってきました。しかし、耕作放棄は少しずつふえているのも現状です。この上、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加すれば、壊滅的な打撃は避けられないでしょう。高齢化が進み、しかも小規模農家が多い紀美野町の農業を支えるには、支援の根本的な見直しが必要ではないかと思います。そうした課題について、町はどのように考えているかお伺いします。

質問の2点目は、体罰に対する教育委員会の認識についてです。

大阪市立桜宮高校のバスケットボール部で、生徒が自死するという心痛む深刻な出来事から、学校のスポーツ部活動での体罰や暴力的な指導の実態が次々に明らかになってきました。なぜ指導という理由で生徒をなぐるなどの暴力や暴言が許されてきたのか、自死にまで追い込まれ、告発しなければならなかったのか、生命の尊厳と人権が乱暴に踏みにじられる指導のあり方と、その体質は異常としか言いようがありません。教育基本法第1条に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとうたわれています。また、学校教育法第11条は、校長及び教員は教育上必要がある

と認めるときは文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと、体罰を禁じています。学校の教育現場でも、一般社会でも、体罰や暴力、ハラスメントが許されないのは当然の規範です。しかし、体罰容認の風潮が社会に深く根差している現実から目をそらせてはならないと考えます。一方で、体罰は愛のむちとか、体罰を受ける権利などの主張がまかり通っているのも事実です。熱心な愛情の表現として体罰が美化されれば、ためらいがなくなり、歯どめもきかなくなります。全国で次々に明るみになる体罰の実態は、長い間に培われた悪弊によるものであり、その克服は容易ではありません。だからといって先送りは許されず、体罰や暴力の否定から教育を正さなければならないと思います。文部科学省は、各都道府県や市町村の教育委員会に、体罰の実態を把握し、発生件数などについて報告するよう求めています。しかし、実態把握は必要でも、教育現場を統制するような介入ではなく、主体的な取り組みを尊重する姿勢が重要だと考えます。さらに体罰、暴力を許さない自覚と見識も問われ、なぜいけないのか、教育論の立場で説き明かす努力こそ大切だと思いますが、教育委員会の考え方をお伺いします。

3点目は、かじか荘の今後について質問いたします。

公益法人については、以前から行政との関係が不明確であることや、不必要な補助金が交付されているなど問題点が指摘されています。したがって、政府はそうした制度改革の根本的な枠組みとして、法人設立についての許可制度を改め、一般的な非営利法人は登記だけで簡単に設立できるようにしました。しかし、公益法人として認定されるには、民間の有識者からなる委員会の意見に基づき、目的や事業など公益性の有無を判断する仕組みになっています。そのための法律が2006年（平成18年）5月に成立し、6月に交付されて、2008年12月に施行されましたが、5年間は移行期間とされ、現在の公益法人はその間に必要な手続をとることになっています。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条では、公益目的事業として学術、技芸、慈善、その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうとされています。こうした基準によれば、財団法人紀美野町ふるさと公社は公益法人としての条件を満たさないことになり、一般財団法人に移行するか解散以外に方法はない実情です。紀美野町ふるさと公社はかじか荘を運営していますが、行政報告では指定管理の期限が11月30日となっているので、新たに指定管理者を公募し、かじか荘を存続させる一方、ふるさと公社としての法改正

に対する取り組みを行っているとのことでした。そうした方針がかじか荘の今後にどんな影響を及ぼし、町としてどう対処する考えなのかをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11時44分)

再 開

○議長 (加納国孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 田代議員の1番目の、農業支援の見直しについての質問にお答えいたします。

議員が言われるとおり、農家戸数が減少し、農地利用率の低下、農業全般にわたって下降している状況であります。町としても、中山間直接支払制度、戸別所得補償制度及び45歳以下の新規就農者に対する青年就農給付金事業等の国の補助、町独自の単独事業として農業経営支援事業を取り入れ、農地の改良、ハウス施設、防除施設、灌水施設、農業機械の購入等の補助を行っています。また、農林用道路整備事業として、園地から輸送コストの軽減を図るための農道整備の補助、材料支給等を行っているところです。

しかし、農業を取り巻く状況は、高齢化、後継者不足に加え、農産物価格の低迷による農家所得の減少等、非常に厳しいものがあります。農家所得を少しでも支援するための出荷サポート事業もその一環として取り組んでいます。また、農協においては、元気な産地づくり、元気なまちづくり、元気な組織づくりの三つのビジョンを掲げ、とれたて市場で販売する農産物を地元の農産物でできるだけそろえられるような農業経営を指導し、消費者には安全・安心をテーマに販売を進めているところです。そのほかにも、よく売れる農産物の品目の提供、農業塾による農産物の育成方法等の指導も行っています。農業を支えるためには、農家所得の向上を図らなければ後継者が育たなくなります。町としても支援継続を図りながら、農協との協力によって新たな販売ルートの確保や、

農家が安定した所得が得られる品種等の提供、育成の時期、育成の方法等を指導しながら進めたいと考えています。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長兼教育次長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長兼教育次長 (中尾隆司君) 田代議員の2番目の質問、体罰に対する教育委員会の認識についてお答えします。

体罰として、ことし1月、大阪市の桜宮高校2年男子生徒が、クラブの顧問教師に体罰を受け自殺したという報道で、大きくマスコミに取り上げられました。その後、和歌山県教育委員会においても、体罰に関する実態調査を実施することになっております。

体罰に関し、教育現場での明確な体罰禁止の根拠規定につきましては、学校教育基本法第11条のただし書きで、「校長及び教員は教育上必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」となっており、教員が児童生徒に体罰を行使した場合には、学校教育法に抵触する違法な行為となります。体罰がなぜいけないかの理由としては、平成19年2月5日付の文部科学省通知で、「体罰による指導では正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあるからである。」とされております。ただ、問題として、同通知では、体罰が明確に定義されていないことにあります。

体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難であり、このことがややもすると教員等がみずからの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされています。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはならないことは言うまでもありません。

また、同通知の別紙として、学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒、体罰に関する考え方という資料があります。その中に、体罰については、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及

び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。そして、個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、これらの諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要であるとされています。

現在、教職員の人権意識を高めるための研修として、県が主催する研修会及び本町生涯学習課が主催する研修に積極的に参加をいただいております。子供たちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が人権に配慮した教育指導や学校運営に努めることが大切であり、体罰だけでなく、いじめなどの行為が許されないという指導を徹底することで、子供たちが安心して楽しく学ぶことができる環境を確保していくよう、教職員の自覚を促す手だてを講じていく必要があります。桜宮高校の事件が発端となり、体罰の実態把握のための調査は実施されましたが、暴行や暴力という段階と体罰が混同されたものになり、学校現場での混乱を招くものとなってしまいました。町内の各学校では、児童生徒や保護者と教職員との信頼関係、さらには子供の人権を守ること、コミュニケーションを図ることの重要性を再確認する機会となったと考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(総務学事課長兼教育次長 中尾隆司君 降壇)

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君） 田代議員の第3問目の、かじか荘の今後について答弁をさせていただきます。

平成20年に公益法人制度改革関連3法が施行されたことによりまして、従来の財団法人については、一般財団法人として移行するか、あるいは解散かのいずれかの方針をとらなければならないこととなりました。財団法人紀美野町ふるさと公社にあっては、一般財団法人への移行存続、また可能性について、先進地も視察をし、慎重に検討を重ねてまいりましたが、非常に難しいという結論に至り、平成25年11月をもって解散することとなりました。このため、町としては、現在かじか荘の新たな指定管理者を公募する準備を進めているところでございます。新指定管理者の選定につきましては、選定委員会が行いますが、選考に当たってはかじか荘を運営する能力や経営方針に関する考え方、また各種イベント等の開催など、地域貢献の取り組み等について十分審査した

上選定し、議会の議決を得て決定することとなります。今後、新指定管理者によるかじか荘の運営につきましては、民間のノウハウを導入することによって、新たなサービスや施設の効率的な運営管理が期待でき、観光の拠点として活性化させてくれるものと、町としては期待するところでございます。

かじか荘の今後についての答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） まず、農業支援のあり方というか、見直しというか、農協との連携もあるでしょうし、一生懸命頑張っているという、いろんな手を打って頑張っているということはわかります。何とかしたいということで、皆、共通の思いだと思います。ただ、例えば農業で頑張ってるよという町へ行くと、集落営農とか農事組合法人など、共同での農業経営というんですか、そういうのが非常に進んでいて、先般行った岡山県の吉備中央でもそうですけど、一生懸命集落営農を育てているという。しかし、ここではそういうことは育ちにくいという土壌があって、なかなかうまくいかないし、そういうことができないから圃場整備もなかなかうまくいかなくて、棚田の険しいところは休耕田として放置されてしまうと、農機具が入らないと。実際に役場の向こう側でもそういうところがあるわけです。新規就農もどんどん来てくれればいいんですけど、40代以下の人たちが新規就農をしようかという、なかなか条件が難しいというところもあります。給付金だけでうまくいかなというふうになって、全国的にはもう60歳以上のリタイアした人たちが、新しく農業を始めようかというのが結構あるけどもという話です。

ただ、この町の場合、作付面積は非常に減ってしまっているんですが、ミカンとか、柿とか、サンショはまだまだある程度作付面積を維持しているという部分もあります。だから、どっかの自治体のように、柿の販路の販売ルートの問題というのが答弁の中にありましたけど、そういうのがうまく取り組めれば、何とかそういうのもなるかなと。PR活動というのは、一生懸命、町も農協もやっているんですが、それがそのまま販路に結びついていくかということは、そんなに簡単なものではないだろうというふうに思います。私は、農業経験もないので、しょせん素人考えで、もう大した知恵は浮かばないんですけども、ただ、ヒントになるかどうかわかりませんが、先月のことに兵庫県に福崎町ってあるんですけど、そこから以前町長から手紙をいただきまして、その中にこういうふうに、

もち麦という福崎町の特産品を買いませんかという。その町長が社長を務めているもちむぎ株式会社のもちむぎ食品センターというところから送ってきたもんです。いわゆる福崎町特産のもち麦の宣伝ということで。試しに取り寄せて、御飯にまぜて、麦御飯をつくって食べたら非常においしいので、またもらおうかということで、それ以来、我が家では毎日、私ごとですけど、毎日、麦御飯を食べてるんですけど。近所の人たちにも勧めて、奥さん方に勧めて、共同購入をしたりしてます。この会社は、福崎町が55%出資して、商工会や農協とともに経営している会社で、もち麦というのは、こんな小さい小粒の麦ですけど、昭和20年代に播州地方で広く栽培されていたんですが、その後少なくなっていたそうです。そのもち麦を特産品とするために、昭和60年ごろ、加工と販売を目的に資本金3,000万円で立ち上げたということで、正社員が10人と臨時職員やパートで運営しているそうです。町としては、現在10ヘクタールの作付面積を、とりあえず20ヘクタールまで販売を伸ばしてふやしたいという。何が言いたいかというと、加工や販売の組織を自前で持つというのも一つの方法かなという、ヒントかなというふうに思いました。

この向こうの伊都郡のかつらぎ町は、昨年末の農業振興の公社を、これはNPOで立ち上げたそうです。町の100%補助で営業活動をしてもらっていると。町の意見を話し合いの中で述べ、町の要望もしっかりしながら活動しているんですけど、まだ成果とまではいかないということでしたが、いわゆる農業の振興を専門とする組織というのも一つの選択肢ではないかと、そういうのもつくっていくと、NPOであれ何であれ、そういうのも一つの選択肢ではないかと思ったので、そういうことについてどうなのか、考えをお伺いします。

体罰について、人権再確認の機会になったということですけども。ただ、奈良教育大学、これは教師になる人たちの大学ですけども、そこの学生を対象にした学校運動部活動における体罰に関する調査研究という研究があって、調査を終えてみると、女子の学生よりも男子学生のほうが体罰は必要と答える人が多いと。そして、体罰経験をしたことがある学生のほうが、体罰は必要であり、よいことであると肯定的に捉える傾向があるという結果が出ているそうです。文部科学省の調査では、2011年度（平成23年度）で体罰で処分された教職員は全国で404名、部活動での体罰は108名です。5年間ほどさかのぼっても400名程度が処分され、部活動の処分者は80名から100名となっているそうです。教育改革の指令塔で教育再生実行会議というのがあるんです

が、国に対して部活動指導のガイドラインの作成を下さいというふうに求めています。しかし、方針はあっても、なぜ体罰はいけないのか、時間をかけて明らかにする取り組みがなければ、余り意味がないのではないかというふうに私は思います。部活動指導のあり方、あるべき姿など、時間をかけて議論できないという現場の状況もあるのではないかと、これは一般論ですけど、教職員の長時間過密労働というのは、事あるごとに指摘されてますが、いまだに改善されていないそうです。

帝京中学、高校ラグビー部の嶋崎雅規という顧問のコメントが朝日新聞のデジタル版に掲載されていました。部活動はあくまで生徒のためのもので、彼らが楽しいと思って取り組むもの。そのことを見詰め直せば、体罰はもちろん、部活動の進め方も改めるべきで、大人たちが勝ちたい、結果を出したいと思いはじめるとおかしくなると。子供たちが勝ちたいと思って、大人たちが応援するのが本来の形であるはずだと語っています。こういう生徒の主体的な活動として位置づけるという部活動のあり方については、どういうふうに見えるのか、その辺の考えをお伺いします。

かじか荘ですが、あの三つの法律が、関係法規の整理まで含めて国会に提出されたのが平成18年3月のことで、同年の5月26日に国会で成立し、6月2日に交付されました。実際に施行されたのは平成20年（2008年）12月に施行されています。それから5年間は移行期間となっていますので、その5年目がちょうどことに当たるわけです。ただ、この間、こうなるというのは5年前から予測されたことで、この間に先ほど言われましたように先進地の視察とか、非常に真剣に検討したということですが、それはこの5年間にそういうことを積み上げてきたということ、それでもこうならざるを得なかったということなんか、その辺のことをお伺いします。

かじか荘は昭和46年に、1971年、美里町立の国民保養所かじか荘として開設して、1998年（平成10年）から、旧美里町のふるさ公社が運営していたと聞きます。経営のあり方について、いろいろ私たちも結構文句は言うんですけど、むこうに行って、苦情を言いながらも、盛り上げるためにさまざまな人たちが今までかかわってきました。イベントのたびに多くのボランティアが応援してきたし、それは運営に当たっているのはふるさと公社なんですけど、でも町の宿泊施設であり、これは町のもんやという認識が非常に強くて、だからこそみんなでいろいろ応援してきたわけです。おらがまちのかじか荘ということですね。ただ、この指定が、考え方もいろいろ聞くよということですけど、民間の指定管理者で運営して、土地、建物は紀美野町の財産であることに変わりはない

んですけど、そういうボランティアとかが何とか盛り上げようということで、今までのように、例えば夏の暑いときに大流しそうめんの応援に、ふらふらになりながら、みんなに応援するというようなことができるのかどうかと。つまり、町の観光シンボルとして、それでも存在できるかどうかというのが、ちょっと懸念があるんですけど、そうしたことについて担当課のほうでは、どういうふうを考えておられるのか、考えをお伺いします。

○議長（加納国孝君） 産業課長、岩田君。

○産業課長（岩田貞二君） 再質問にお答えしたいと思います。

議員の言われるように集落営農や共同作業は、本町の人間性とか、そういうことではなかなか進まなかったということでありました。一時は小川のほうにシイタケ生産組合、また志賀野のほうに柿の集出荷組合などもありました。また、もう一つ小川地域には高原トマトの生産の組合があったと聞いています。いつの間にか解散となっています。地域でそういう組織をつくって、地域とか各団体、集団の取り組みがされるという話があれば、私ども産業課としては、国の補助の営農組織のそういう補助がありますので、それに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長兼教育次長（中尾隆司君） 田代議員の再質問でございます。

学校における部活動につきまして、学校教育の一環ということで行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感とか連帯感の涵養等に資するものであると。いった部活動の意義をもう一度確立するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等、十分な配慮や望ましい人間関係の構築に留意して、適切に部活動の指導をすることが必要であるというように思っております。特に議員言われるように、クラブ活動につきましては、子供たちの共同生活ということで、目的として勝つということよりも、そういうような共同で活動していくということを連体的に、その活動の中で養っていくということが大事なことだと思っておりますので、御理解のほどいただきたいと思っております。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問に、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、法律の改正、施行がなされて、ことし11月末に解散しなければならないということで、今までどういうふうな経緯というんですか、状態であったんかということでございます。私どもも公益法人がこういう形にせざるを得ないということになったんですが、これにつきましては、古座川町のほうでも同じような、古座川ふるさと振興公社というのがありまして、その団体では一般財団法人のほうに移行したということで、いろいろその状況等について、公社の職員と一緒に現地に行って勉強をしてきたところがございます。また、和歌山県では北山村ふるさと公社振興公社につきましては一般財団法人の移行は難しいということで、また指定管理者もなかなか難しいということで、町特会のほうで取り組んでいるようでございます。そういう関係もいろいろ調査をして、どういうふうな形で移行していくということで検討してまいりました。紀美野町ふるさと公社の理事会でも議案として提出させていただいて、いろいろ審議をいただいたのですが、なかなか一般財団法人への移行が非常に難しい。また、新公社の理事等の役職になれる方がないということで一般財団法人への移行については断念したものでございます。それをもって、ことし11月末をもって解散ということになりました。

それと、従来、かじか荘のイベント等については、町の施設、また町の団体ということで皆さんいろいろ協力をいただいて、イベント等を開催してきたということですが、今回の指定管理者の募集につきましては、その募集の仕様書の中に、ふるさと公社の現職員の雇用を継続する、してもらいたいという内容。それから、従来してきたイベント等の開催とか、かじか荘が本来持っている都市住民との交流、地域住民のコミュニティの活動の推進等、いろんな事業をとり行ってほしいということで、仕様書のほうへ記入をさせていただいております。それとまた指定者の選定に当たりましては、選定委員会において行うんですが、直接応募者と選定委員会の委員が面談をしまして、どういうふうな運営をしていくか、またどういうふうに地域の貢献をしていくかということ、随時面談的にコンペ方式で審査するという場を持ちたいと思います。その中で、最もかじか荘を運営するに適した方を選定して、指定管理者として運用していただくということで考えてございますので、いろいろなイベント等についても、また開催していただけるものではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。
- 3番（田代哲郎君） 農業の問題で、集落営農とか、そういう農事組合法人のよ

うなものを立ち上げるのであれば、また支援したいということですが、一つは質問したのは、農業の振興を専門とする組織というんですか、そういうものをつくったほうがいいのではないかという気がします。そういうことについてはどうなのでしょう。例えば、かつらぎ町のようにNPOにしなくても、何らかのそういうことに専念する組織というものを立ち上げたほうが、例えば農業の振興とか販路の拡大とか、開拓とかいうものもうまいこといくんではないかという気がします。昨年11月に九度山町の農業を視察してきました。こちら、もう絶対あんなこと、まねは難しいと思うんですが、浸透にはなるだろうと思うんですけど、報告させてもらいます。

九度山町というのは農産物の90%以上が柿なんですね。8月から10月に、刀根早生って渋柿です、を出荷して、10月から12月が富有柿の出荷になるという、そういうことになっているそうです。ただ、販路というのは直売所からの宅配とか、郵便局のふるさと小包って取り寄せたら、その郵便局でもらってきたら、和歌山の柿というのとか、富有柿というのが載ってます。これでどれぐらい売れているのかわかりませんが、和歌山県産の種なし柿とか、富有柿というのがここにありますので、多分こういう形で出荷しているんだろと思う。大体、得意先が何千件かあるという話でした。7.5キログラムで24個から32個を3,000円から6,000円程度で販売しているそうです。ここは御存じのとおり、柿の里振興公社というのを、町とJAと一緒に立ち上げてます。大阪などのイベントにブースを借りて販売したり、長野県の上田市にも年に2回程度行ってるみたいです。それから、紀美野町でもそういう祭りでのPR販売というのは取り組んでいるんですが、名古屋市などの新聞社に行って、記事を書いて紹介してもらおうとか、加工品の開発も非常に熱心にやっているそうです。柿ようかんというのはどこでも目にするんですけど、アイスクリームとかソフトクリーム、柿の葉茶というのも、これは本当は柿の葉ではないらしいんですけど、名前が柿の葉茶というのも開発しています。それと、こんなふうかなと思ったのが、青柿の奈良漬けというのを売ってるらしいので、一遍食べてみたいと思います。独自の段ボールの開発とか補助を受けてやってまして、こういう非常においしく見えるような薄型のやつで、和歌山九度山の柿という、九度山をブランド品にしようと熱心にやっていますし、柿狩りツアーというのをバス会社に営業に回っているそうです。あとブランドの柿とかもつくっているんですけど、ただやっぱり、こんなに大きなことはできないにしても、そういうふうな特別にそういう農業に特化して、その販路とか販売とかいうのに専念してくれ

ることというのは、やっぱりそういう組織というのは必要じゃないか、あったほうがいいんじゃないかと思うんで、その点どうなんかお答えを願います。

それから、教育の問題ですけど、体罰。難しいと思うんですが、体罰だけじゃなくて、本当はここには書かなかったんですけど、パワハラとかいうのもないのかなという気がします。愛のむちとかいうんで、体罰、暴力を容認する考え方というのを学校教育から排除するには、こんなん法律で禁止しているよ、こうなんやでということだけではなく、徹底的な徹底した民主的な議論と取り組みが必要だというふうに思います。改革の押しつけとか、教育行政の、してはあかんでという命令とか統制で問題の解決はできないんじゃないかというふうに思います。

きょう、ちょっと持ってきたんですが、こういう小冊子がありまして、これは1984年（昭和59年）から85年（昭和60年）に、和歌山県教職員組合の機関紙和教時報に掲載された、もう今はお亡くなりになった和歌山県教育研究所というところの事務局長であった岩尾靖弘という先生が、その当時の30年以上前に体罰についての論文を發表しています。この中では、我々の教育対象は人間であると。さまざまな未熟な要素を抱えた子供であるという、極めて当たり前のことを改めて考える必要があるのではないだろうかと問いかけています。この時分は学校が荒れて、非常に力で抑え込むという傾向が強かったので、そういうことを問いかけて、体罰は教育の筋道から外れているということで、教育というものは教師、生徒との間の信頼関係によって成立するものであり、言うことを聞かないからといって体罰を加えるということは、指導を放棄したものであると。先ほどの答弁の中にもありましたけど。怒られる、またなぐられるからしないという考えは、怒られなかったら、なぐられなかったらするということであり、自分を律する基準が、人間として正しいかどうか、またよいことかどうかというふうに捉えられないで、怒られるから、怒られるかどうかを考える子供に育ててしまうことになる。あわせて、学校教育が体罰をなぜ禁止するのかということについても、当時の千葉大学の今橋盛勝教授の説を紹介しています。第1は、体罰の実態本質は、生徒に対する教師の暴力的権力的支配であり、そのため生徒の生命、人心を侵害する。第2は、心理学者が言うように、生徒の精神に打撃を与え、健全な発達をゆがめたり破壊したりするから。第3には、近現代社会における人と人との関係、対立は暴力によって解決されてはならないとする非暴力主義の原理、それを踏まえた人間関係のあり方を学ばせないという点で、非教育的、反社会的であると。第4には、体罰は教師の専門性に反する

ということで、せめて教育委員会でもこういう認識というんですか、こういった物の考え方ということ、やっぱり徹底させていく必要があるんじゃないかと思います。何冊か持ってきたんで、よかったら後で町長に進呈させていただきます。現代でもこれほどきちっと体罰について述べられた本は見当たりませんので、非常に参考になりましたので紹介させていただきます。紀美野町に体罰などはないと信じているんですが、こうした教育論で現場の議論を促すという、そういう取り組みをされる考えはないかどうか、その点だけお伺いします。

それからあと、かじか荘ですけども、最近ちょっと業績もよくなってきてたんですよ。大流しそうめんをやったり、コンサートなどもやって、知名度もちょっと上がりつつあるんです。そんなのが、みんなのかじか荘でなくなるのが、やっぱり寂しいなど。私もそんな思いがしていますし、そういう、どうなんだろうという、みんなも同じような思いと違うかなど。心配するのは、民間の指定管理者になって、面接をされてするということですけど、それでも経営がうまくいかなかった場合の心配ということがあるんです。最初はみんな、これをするよということでも、それが全部維持されるかどうか。そんな職員の処遇はどうなるかということについて、まさか廃業するということにはならないと思うんですけど、もしそうなったら、もう旧美里町だけではなく、もう紀美野町全体の住民、町民は落胆するということになるだろうと思います。

それで、さっき北山村の話が出てたんですけど、特会でやっているという。実は、太地町の国民宿舎で白鯨というのがあるんですけど、これも町営で運営しています。ここも問い合わせたら、もう経営が大変やと。今どき、うまくいっているような宿泊施設ってないですよって言うてました。だから、ここも赤字が出れば、一般会計から繰り入れてくる、こんなようなことになるんで、非常に向こうも必死であれだという。何か感じとしてはそういう運営の仕方のほうが自然にいくんちゃうかというふうに思いました。聞きたいのは、将来にわたって、かじか荘を絶対に存続させたいという考えがあるかどうか、この辺だけ確認させてください。

以上です。

- 議長（加納国孝君） 町長、寺本君。
- 町長（寺本光嘉君） 先ほどの田代議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、かじか荘の今後の将来にわたってこれを維持していくのかどうかの考えなんです、これはもう私はいつも申し上げていることです。あくまでも紀美野町の観光拠点に

なるのはかじか荘であろうと。したがって、どうした体制になろうとも、やはり紀美野町の観光拠点というような、これからも変わらない。そうした支援の仕方をしていきたいというふうに考えております。したがって、このかじか荘を拠点にして、やっぱり天文台、それからその上に行きますと、だるま湯、そしてまた、たまゆらの里と。そしてまた、下へ下っていきますと生石高原、そしてふれあい公園というふうな、こうした一つの連携をとりながら、やはり紀美野町の観光というのは成り立っていると思います。ただ、議員御指摘のとおり、やはりこれをうまいことフル活動してないんちゃうかということもあろうかと思いますが、それにつきましてはいろいろ試行錯誤を繰り返しながら、何とかこれをうまいこと巡回をさせていきたい、そのような考えでおりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、1点目の農業支援の見直しということで、いろいろ議員から御意見もお聞きをいたしました。そんな中ですが、この紀美野町におきましては、今、定住支援で紀美野町内で定住をされてきた方で、1町以上をつくっている方が4名ほどいらっしゃいます。そうしたことで、やはりその方々が農業をしに来てくれているというふうに、私もはとっております。そんな中で、やはりそれ以外にも、議員御承知のとおり、昨年から県のほうでこの定住支援に対しての支援が一つふえましたね。といいますのは、桃山植木組合、そこへ植木の手習いをしに行ったときに、1日幾らで日当が出ます。これをもとに生活をしていただいて、そして技術を習得していただくということで、1年間それは支給されるというふうな、こうした支援もされております。したがって、紀美野町といたしましては、定住支援と、そしてまた農業支援、そこらのタイアップの中で、やはりこうした荒廃地をできるだけ少なくし、そしてまたやはりこのつくっても、また販路も問題やと思います。その販路拡大のためには、やはり町も農協も、自分らで協力しながら、やはり販路拡大に取り組んでいきたいと、そうしたことと、それからもう一つ、私が思いますのは、ブランドづくり。例えばの話、柿でもね、普通の柿を売ると、そうじゃなしにまた普通よりも大きな、そうしたものに手がけて、この紀美野町のブランドと、例えばの話ですよ、そうした何か特色のあるブランドをつくっていくのも一つの方法ではないかなということで、やはりそうした支援の一つとして、この平成24年度で、実はあしたのマスコット人形、これもつくり、そして一緒になって他府県へ売りに行こうと。こうしたことで、ゆるキャラも手がけておりますので、ひとつ皆さん方におかれましても、そうしたことで支援に、もう一つご支援をいただきまして、何とかこ

れを乗り切っていきたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質問でありますけども、先ほど、岩尾靖弘先生の論文を見せていただいたんですけども、極めて個人的であります。岩尾先生は私どもと一緒に、国吉の出身の方でございます。私も若いころから存じ上げておったんですけども、昭和59年から60年にかけては、和教時報という教職員組合の機関紙でありますけども、そこにこういう論文が掲載されていたということは、その当時、私は野上中学校で30代の後半でして、元気よく教員をさせていただいておりました。そのときは見てなかったんですけども、過日紹介いただきまして、これを読ませていただいて、すばらしいこと、今の時代に全く合ってるなといったことも含めて、感心した次第でございます。私は常々、学校現場、あるいは社会体育も含めて、指導の現場というのは、その指導する者とされる者、教師と児童生徒という関係で成り立っていると思います。体罰等が起こってくる背景には、荒れたときであるとか、いろんな場合に指導者の言うとおりにうまくいかないようなときに、やっぱり体罰ということが行われたのかなと思いますけども、私どもの現職のころからでも、全くそういうことなしに、子供とうまく関係を築かれている先生方もおりました。どこが違うのかなといろいろ考えたわけですけども、やはり子供たちの内面というんですか、そこに寄り添いながら、常日ごろから根気強く指導していく中で、望ましい人間関係というんですか、師弟関係が築き上げられることによって、保護者も含めてですけども、信頼関係が生まれてきてたのではないかなと。そういうふうにも私も認識しておりますので、議員が言われるようなスタンスで学校へも指導していきたいなと思っておりますし、努めていきたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（加納国孝君） これで、3番、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、1番、七良浴 光君。

（1番 七良浴 光君 登壇）

○1番（七良浴 光君） 2点お伺いいたします。1点は、微小粒子状物質PM2.5について。

最近、テレビや新聞等で、大陸から偏西風に乗ってPM2.5が西日本に飛来してい

ると報道され、大変心配しているところでもあります。さて、環境省の環境基準値は1日平均1立方メートル当たり35マイクログラムであり、人体に影響が出るのが1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムと言われており、先日も熊本県では1時間値90から101マイクログラムとなったため、「県民に外出を控えるよう注意喚起を行った」と報道されていましたが、当町におけるPM2.5対応策及び住民への注意喚起を行う基準値をお伺いいたします。

2点目でございます。当町に自主防災組織が設立され、はや6年が経過して、基礎的な指導や訓練が行われてきたと思われませんが、今後の指導計画及び訓練計画、並びに小中学校における防災教育の現状についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

(1番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 私から、七良浴議員の1番目の御質問にお答えを申し上げます。

PM2.5は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、直径が2.5マイクロメートル以下の微細な粒子の総称で、工場から出る煙や自動車の排ガスなどに含まれ、大量に吸い込みますと健康被害を起こすというおそれがあり、国の環境基準では、議員の質問書にも明記されておりますとおり、1立方メートル当たり1日平均35マイクログラム以下、かつ年平均で15マイクログラム以下とされております。また、人体に影響が出るとされております暫定基準値といたしまして、1日当たり平均70マイクログラム以下とされておるところでございます。さて、議員御質問の当町における対応及び住民への注意喚起を行う基準につきましては、町単独での基準は設けておりませんが、PM2.5に対します町民の皆様への注意喚起につきましては、平日及び休日におきまして、午前5時から午前7時までの3時間の測定値の平均値が、1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合、朝8時過ぎに県より県内市町村に連絡が来ることとなっております、それを受けまして防災無線等により町民の方々への注意喚起を行うこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 七良浴議員の２点目、防災教育についてお答えします。

私からは、自主防災組織についてお答えいたします。平成１９年度から、町内に１７の自主防災組織を設立いただき、消火栓、消火器使用訓練、地震体験訓練、救命講習や家具の転倒防止講習を行っていただいています。研修会や訓練を通じて防災意識の高揚に努めていただきました。発災したとき、まずみずからが助かることが必要です。このために日ごろからどう備えるか、何をしておくのか、東日本大震災や紀伊半島大水害により、徐々に町民の防災意識も高まってきています。

自主防災組織には、共助もお願いしなければなりません。大規模災害時は行政もすぐには駆けつけられず、隣近所で助け合っていたかねばなりません。平成２４年度は９地区で訓練が行われました。特に下佐々地区と下神野地区の自主防災組織では、中学校と連携して訓練が実施されました。下佐々地区の訓練では、野上中学校の生徒がボランティアで訓練の手伝いを行いました。また、実施に当たっては、老人会等の団体との連携も行いました。下神野地区では中学校、社会福祉協議会、保育所が参加し、起震車体験、ビデオ等の上映、非常食体験、ＡＥＤの取り扱い・心肺蘇生法講習、簡易担架づくり、それから避難誘導訓練を行う総合的な訓練となりました。学校と地域が一つになって災害に取り組むことにより、共助の取り組みの大切さを再認識できました。さて、今後の自主防災組織の課題ですが、総合的な訓練となると関係する団体もふえ、調整等が難しくなっています。また、参加人数も多く、訓練運営に苦慮するところです。

次に、災害時要援護者への取り組みです。作成している災害時要援護者の名簿を活用し、個別援助計画を作成しなければなりません。特に災害時要援護者の安否確認は重要です。また、本町のような山間部では、地震や土砂崩れにより道が崩壊し、集落は孤立することを想定せねばなりません。孤立したときの通信訓練も行わなければなりません。自主防災組織のリーダー研修もいまだ参加いただいていないところです。今後、参加をお願いしなければなりません。東南海・南海地震は近い将来の発生が予想されており、自助、共助、公助の考え方を基本に、町民が相互に連携し合う防災協働社会の構築を目指さねばなりません。風水害では、紀伊半島大水害のように想定外のことが起こります。想定にとらわれず早く逃げるのが重要です。いずれにしても地域の方々の御協力をいただきながら、防災、減災に取り組みますので、議員各位の御指導をよろしくお願いたします。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長兼教育次長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長兼教育次長 (中尾隆司君) 七良浴議員の2番目の質問、防災教育について、特に学校における防災教育についてお答えいたします。

学校における防災教育の意義につきましては、自他の生命尊重を基本理念に、児童及び生徒が生涯にわたって安全な生活を営むことができるよう、自律的に安全な行動ができる態度や能力を身につけることを狙いとしています。そのため、防災教育ではみずからの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、自然災害の発生メカニズムを初めとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的、基本的事項の理解を目指しております。町内の小・中学校では、学校ごとに地震発生時の緊急マニュアルを策定し、地震や火災などの災害発生時の安全確保の訓練を実施しております。避難誘導では、地震発生時、学級担任が直ちに出入り口をあけ、避難路の確保を行い、同時に児童を机の下に入らせるとともに、座布団等で防護措置をとらせています。揺れがおさまり安全を確認してから、あらかじめ計画されている避難経路に従って避難場所まで誘導を行うことになっております。避難につきましては、児童生徒の安全確保が優先され、1次避難場所として、どの学校も運動場となっております。その後、2次避難として保護者への連絡と引き渡しというような形になっております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(総務学事課長兼教育次長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 1番、七良浴 光君。

○1番 (七良浴 光君) PM2.5について再度お伺いいたします。

和歌山県内では、当町と隣接している海南市でPM2.5の観測を行っているという新聞紙上で知り得ましたが、当町で観測値の把握はどうしているのか。また、予防策の一つと言われているN95マスク等の備蓄状況及び住民に対する予防策の広報について、あわせてお伺いいたします。

2点目の防災教育でございます。ただいま総務課長から御説明、御答弁をいただきましたが、町内17自主防災組織に配付しております備品等の維持管理状況や使用訓練の状況及び避難所における自主防災組織の役割についての指導状況について、また小・中

学校における津波教育の現状について、あわせてお伺いたします。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 七良浴議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、議員おっしゃいましたように、現在、和歌山県では昨年4月から海南市で1カ所、PM2.5の測定を行っております。その測定結果につきましては、ホームページ等で公開をされております。また、県におきましては、今月末、この3月末でございますけれども、田辺市に観測機器をもう1台設置し、4月から測定を開始すると聞いてございます。また、新年度におきましては、測定箇所を1カ所ふやしまして、計3カ所という体制で測定を行っているということでございます。議員御質問ございました観測値、これはホームページで掲載されておるんですが、町としてその観測値に対して把握しているのかということでございますが、それにつきましては毎日ホームページを見まして、その観測値については見ておるところでございまして把握をしているところでございます。現在、私、手元に3月13日の午前2時の観測値しか持っておりませんが、これにつきましては多少、タイムラグがあるんでありますけれども、注視して見ているところでございます。

それからマスクの備蓄があるのかと、これは特殊なマスクになると思います。その備蓄につきましては、住民課のほうでは備蓄はしてございません。

それから、注意喚起の点についても御質問がございました。これにつきましては、内容といたしましては、不急不要の外出等を控えていただけるようにということでありまして、屋外での激しい運動はできるだけ避けてください。それから、室内の換気は最小限にするようにというふうな内容のこと、それから外出時にはマスクの適切な着用をお願いしますというふうな内容のことを、広報でさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 七良浴議員再質問の、まず配付している資機材での訓練ということでございますけれども、配付している資機材、ヘルメット等、本当に簡単な資機材ということで、訓練に使用するのはこちらから持っていった、例えば消火器であれば、そういう水の飛ぶ消火器のようなものということで、そういう形でやっております、資機材を使ったというのはほとんどできてない状況だと思っております。

それから、避難所のこの訓練でございます。22年度に福田地区で炊き出しの訓練を行ったというようなことをお聞きしておるところでございます。避難所の役割の訓練につきましては、まだ各自主防災組織でやったという実績はございません。しかしながら、役場の全職員がHUG（ハグ）という、そういう避難所の訓練を全職員に呼びかけて行っておるところでございますので、今後ともまたそういう自主防災組織の役員方でもできるかどうかというのを検証しながら取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長兼教育次長（中尾隆司君） 七良浴議員再質問で防災教育、特に地震、津波関係についてでございます。地震対応といたしまして、学校での取り組みにつきましては、小学校では避難の必要性を知ること、また地震から身を守る方法を知ることなどを学習しております。また、中学校では、地震、津波のメカニズム、避難の必要性、地震の揺れの特徴、地震から身を守る方法、また学校や自宅周辺の避難場所などの学習をしております。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

○議長（加納国孝君） 1番、七良浴 光君。

○1番（七良浴 光君） ただいま御答弁をいただきました中で、PM2.5のほうですが、住民課長の答弁の中で、N95マスクの備蓄がされていないという答弁でしたが、このマスクは御存じのとおり、新型インフルエンザにも対応できると言われておりますので、今後、住民に配付可能な備蓄をする考えはないのか、お伺いをいたします。

続いて、防災教育のほうですが、総務課長の御答弁の中で、備品等はごく簡単なものであるのですが、使用訓練等ができていないというような御答弁であったかと思うんですが、電気を起こす発電機等の配備もしているはずだと思います。予算措置をして、もう既に購入もされていると思うんですが、そういう機器の維持管理について、私は質問したつもりであったんですが、その御答弁がなかったので、再度そのことについてお伺いをいたします。

それから、東日本大震災を初め多くの大災害時において、避難所における女性の役割が大変重要であるとのことから、実情に即した避難所マニュアルを作成し、スムーズな

避難所運営を行うことが大変重要であると言われておりますが、自主防災組織にどのような指導を行っているのか、お伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 再々質問にお答えを申し上げます。

2.5に対応できるマスクといたしまして、医療用や産業用の高性能集じんマスク、防じんマスク、議員御指摘のN95につきましては、これは米国の規格に基づきまして、NIOSH、要するに米国労働安全衛生研究所が認定したマスクでございます。これとDS1、もしくはDS2、これは労働安全衛生法に基づく国家検定に合格したマスクのことです。主にPM2.5に対します対応につきましては、この三つのマスクが有効であると、私も認識をいたしております。このマスクの備蓄につきましては、今のところは考えてございません。御自身で買っていただくと。花粉症のマスクも同じでございますけれども、これにつきましては現時点におきましては備蓄をして、町民の方々にお配りをするというふうなことを考えてございません。ただ、これが今後、非常に高濃度な状況、前後して申しわけございませんけれども、先ほど我々もこのデータについては注視をしておるといふことで申し上げましたが、朝の3時間の平均値で85マイクログラムを超えたところについては現在ございません。大変低い値であります。3月5日に、議員の質問書にもございましたけれども、熊本で1度そういうふうな濃度を超えたということ。熊本も、結局、和歌山県と同じような基準で注意喚起を行っております。その熊本におきましても、そういうふうな出たということで、まだ1件ということでございますので、当町としては、これははっきり申し上げられませんが、非常にそういうふうな注意喚起を行わなければならない、もしくは今後より高濃度のそういうふうなものが来るといふことがない限り、今のところは備蓄というふうなことは考えてございませんので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 七良浴議員の再々質問で、非常に答弁で失礼をいたしまして、まず発電機の配備ということで、毛原の中学校の備蓄倉庫、それから蓑津呂のヘリポートの備蓄倉庫と、それから町民会館にも発電機を置いておりまして、現在の維持管理は職員がやっておるところでございます。そういう機材を使った、今後、訓練、あるいはまた御指摘ありました避難所運営訓練、これを自主防災組織の方々にもまたお願

いを申し上げまして、そういう訓練もお願いできたらと、こういうことで今後努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時44分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 答弁漏れということで、まことに申しわけございません。

この避難所のそういう訓練、あるいはまたマニュアルで女性の方のそういう意見や、あるいはそういう配慮というんですか、いろんな障害者の配慮であるとか、いろんなそういう弱者の配慮にのっとったもの、当然入れまして、またそういう訓練も自主防災組織等をお願いするよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） これで、七良浴 光君の一般質問を終わります。

続いて、2番、町田富枝子君。

（2番 町田富枝子君 登壇）

○2番（町田富枝子君） 私から2点お伺いをいたします。

一つ目は、5歳児健診についてでございます。近年、子供を取り巻く環境は以前にも増して不安定で、いじめ、虐待など、命を脅かすニュースが後を絶ちません。子供の子育てにも発達上の課題を持った子供が多く見られ、育ちにくい、育てにくい状況があります。発達障害は先天的に脳の一部がうまく働かない障害で、アスペルガー症候群、注意欠損多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがあります。こだわりが強く、コミュニケーションが苦手といった特性を持っています。ほとんど知的障害は伴わず、外見ではわかりにくい。文部科学省の平成14年の調査では、小・中学校生の6.3%に軽度発達障害が見つかったと報告されています。発達障害が社会に普及する以前は、発達障害児は変わり者、空気が読めないなどと片づけられていました。ところが、変わ

り者と片づけられていた人たちは、実は発達障害という障害があつてのことであると認識されるようになりました。そこで、発達障害児とのかかわり方の方法などの知識を普及させることによって、発達障害児を受け入れる機運も高まってきたように思います。現在、紀美野町では4カ月児健診、乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診が実施されています。その後は就学前の健診までの間、公的な健診の機会がありません。しかし、軽度の発達障害は集団生活が始まる5歳ごろに発見できる可能性が高くなると言われています。また、発達障害は対応がとおけると、それだけ症状が進むとも言われています。就学間近に発達障害が発見されても、保護者がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状もあります。厚生労働省による平成18年度、研究報告書によりますと、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上はその前の3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていなかったという事実が報告されています。この研究報告にもあるとおり、現行の健診体制では十分に対応ができていないということになります。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して発達障害の発見後、できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じることと定めています。5歳児健診は鳥取県大山町が平成8年から始め、今は県全域で健診、もしくは発達相談をしています。平成17年から18年に厚生労働省が行った全国調査では、55市町村が実施しているとのデータがありますが、今ではもっと多くの自治体で5歳児健診が実施されているようになってきていると思います。近くでは海南市が平成21年より実施しています。発達障害支援として、紀美野町におきましても5歳児健診の実施が必要と思われませんが、町の考えをお伺いいたします。

それからもう1点目ですが、介護保険介護タクシーに家族が同乗することについて、お伺いをいたします。

現在、紀美野町では、介護保険を使った介護タクシーに原則家族が同乗できないことになっています。これは紀美野町だけに限ったことではなく、和歌山県内の各市町村で、私が聞いた範囲では家族は同乗できないとのことでした。以前、町民の方より相談を受けて福祉課を訪ねたときに、大阪府のQ&Aに基づいて説明を受けました。そのQ&A

の内容を紹介いたします。訪問介護の通院等、乗降介助は利用者の家族の同乗を想定したのではなく、あくまでも訪問介護員等による乗車または降車の介助等を必要とする利用者に対して行うものである。通院時に家族が同行する場合で、その家族が乗車または降車の介助もできるのであれば、訪問介護員による通院等乗降介助の必要性はないと考えられる。ただし、高齢者や障害者の家族が同行するような場合について、その家族だけでは安全に乗車または降車の介助をすることができず、通院等乗降介助の必要性が明確であれば、通院等乗降介助を位置づけることは可能であり、このような場合にまで訪問介護員が運転する車両に家族が同乗することを否定するものではない、とあります。このことは、よく理解しているつもりです。しかし、以前、私の父が介護タクシーを利用させてもらったときも、介護タクシーの運転手より、家族は同乗できないと告げられ、父だけ介護タクシーに乗せてもらい、私は単車で後を追っかけました。今から5年前のことです。当時、父は85歳で、軽い認知症も患っており、1人で受け付けや診察を受けることができず、付き添いが要る状態でした。しかし、国でそう決まっているのでどうしようもないんですと言われ、そのときは変な制度だと思いつつも、受け入れるしかありませんでした。しかし、その後、議員になってからも何件か介護タクシーの相談を受けることができました。

その1人であるKさんも父親の通院に介護タクシーを利用していますが、私と同じようにお父さんだけ介護タクシーに乗せてもらい、車の運転ができないKさんは、単車で後を追っかけているといます。また、もう1人の人は、高齢者2人暮らしで、御主人を介護しています。息子とは離れて暮らしていて、病院に行く日は息子が仕事の段取りをして連れていってくれていましたが、仕事が忙しい息子は、いつも機嫌よく連れていってくれるとは限りません。そこでおばあちゃんは介護タクシーをお願いしたところ、やはりおじいちゃんしか乗せられないと言われ、介護タクシーの利用を断念したと言います。私は、国でこのように決まっているのであれば、国会議員に言って改善してもらうしかないと思い、国会議員に相談いたしました。厚生労働省に確認をしたところ、家族を乗せてはいけないという規定はないとの返事ございました。家族が運転できる人は介護タクシーを利用していません。家族が運転できず、さらに要介護者が1人で受け付けや診察を受けることが困難な人に対しては、家族の同乗を認めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。町の考えをお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 町田議員の御質問にお答えいたします。

まず、5歳児健診についてでございます。乳幼児の健診は、議員も御指摘のとおり、疾病の早期発見や発育、発達の評価、母子の健康増進や育児不安の解消等を目的に行っておりまして、法的には1歳6カ月健診、3歳児健診が規定され、他に必要に応じて行うこととされています。町では4カ月児健診、乳児健診、相談事業として6から7カ月児の離乳食や、2歳2カ月から4カ月の幼児相談を実施しています。この健診等により、保健師が保護者へ気になる点を説明し、親子教室や発達相談、保健所の2次健診、医療機関等を紹介し、受診等を進めていく現状でございます。保育所児につきましては、保育所に申し送りを行い、保育所での行動観察等の情報提供を受けています。また、保育所では障害児養育等支援について、来年度から障害児療育等支援アドバイザー事業として実施していくこととし、気になる子について保育士と保健師が助言を受け、個々の子供に応じた保育と観察に生かし、また必要な相談や健診等につなげていくこととしております。この助言を生かしまして、気になる点等を保護者に伝えていくことは、子供の状況については保護者の認識と理解の助けとなり、子供にとっての必要な対応がスムーズに行われるものと期待しています。

紀美野町では、昭和62年から教育委員会職員と保育所長、保健師が毎月1回集まり、「はぐくみ会」を開催しています。この会は、就学前に行われる健診結果だけの情報で、個に応じた就学を検討するのではなく、赤ちゃんのころからかかわる者が一緒に集まって情報を共有しながら、適切な就学につなげることを考えてできたものでございます。その目的は、町内に住む子供の健全育成を促進するとともに、特に気になる子供の育成について配慮しながら、心豊かな子育てを推進するためでございます。このような歴史の中で、保育所での様子を保健師が観察し、保健師、保育士、教育委員会職員の情報共有がスムーズに行われており、さまざまな面で気になる子供があれば、時期を失わずに必要な応じて保健師や保育士や学校関係の相談に加え、各種発達相談の機会を多く持つようにし、早期の対応に努めているところでございます。

県下では5歳児健診につきまして、4市2町が行っていると聞いています。議員もおっしゃるとおり海南市では平成21年度より、全5歳児について健診を実施しています

が、聞くところによりますと、軽度発達障害が新たに発見される機会は少ないと聞いています。乳児期よりの丁寧な健診や相談等により、早い時期に発見されているものと考えられます。紀美野町におきましても、先ほど申し上げましたとおり、多くの機会に多くの人の目を通して、子供一人ひとりに注目をしています。町では、新たな健診を実施することよりも、今ある仕組みや保育所、小学校、中学校一貫した取り組みの充実や、保護者への啓蒙や相談の実質を上げることが必要と考えています。

ちなみに、発達相談の関係なんですが、1.6カ月児の健診で、23年度ですが43人中32人の子供が一応気になるということで、66%の子に一応注目して観察しているということになっています。この数が全て発達障害ということにつながるわけではないのですが、半数以上の子供について個別に注目して観察して、それをずっと続けているということになっています。そういうことで、子供が少ないということもあるんですが、一人ひとりの子供について注目して観察ができているというふうに考えています。

続きまして、介護タクシーの件でございます。

御質問では、介護保険介護タクシー、先ほど議員もかなりの部分をおっしゃっていたのですが、介護保険制度といいますのは、介護タクシーという名前で行われていますが、通院等乗降介助というのが介護保険制度で言われ、位置づけられているものでございます。御存じのとおり、このサービスは要介護1から5までの認定者のみに限られたサービスで、通院等のために訪問介護事業所のヘルパーが、みずから運転する車両への乗車、または降車の介助を行うとともに、あわせて乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先、もしくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行うこととなっています。この通院等乗降介助のサービスを受ける際に、利用者の家族がこの車に同乗できるかどうかということにつきまして、和歌山県の長寿社会課からも、「通院等乗降介助における家族同乗の取り扱いについて」という事務連絡がありました。内容は、先ほどの大阪府のQ&Aの結果とほとんど同じなのですが、一応読ませていただきますと、「訪問介護の通院等乗降介助は利用者の家族の同乗を想定したものでなく、あくまでも訪問介護員等による乗車または降車の介助等を必要とする利用者に対して行うものであります。通院等に家族が同行する場合で、その家族が乗車または降車の介助もできるのであれば、訪問介護員による通院等乗降介助の必要性はないと考えられます。ただし、家族の同乗が必要であると判断できる場合は算定可能で、例えば利

用者の体重が重く、家族が乗車降車の介助ができなかったり、認知症で訪問介護員を受け付けられないなどの場合で、家族が同乗する必要性を居宅サービス計画に位置づけることが可能であれば、訪問介護員が運転する車両に家族が同乗することを否定するものではありません。」としています。本町では、家族の運転による受診が困難で、かつ利用者の乗降介助や車の移動にヘルパー1人の対応で支障がある場合は、介護支援専門員の申し出があり、居宅サービス計画に位置づけられる場合のみ同乗を認めることとしています。議員御指摘のとおり、認知症や高齢者で病院の受け付けや支払いができない方に対しては、病院のスタッフに対応や協力を求めることができますし、乗降介助のヘルパーが対応することも可能ですので、同乗できないものと考えています。この基本的な考え方にに基づき、相談をお受けしていますので、居宅サービス計画への位置づけをお願いしたいと思います。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 2番、町田富枝子君。

○2番 (町田富枝子君) 1点目の発達障害を見つけるための5歳児健診のことで、今御答弁にありましたが、町内に住む子供全員が細かく観察されているというようなことを言われたんですが、その認識でよろしいでしょうか。この5歳児健診なんですが、発達障害児というのはコミュニケーションが苦手です。いじめの対象になったり、不登校につながることもあるとされています。5歳児健診で障害がわかった場合、小学校入学前に学校に伝えることで、学校側はクラス編制で配慮することができるし、担任も落ちついて指導することができます。早期に発見、対応することによって、子供、教師、親、クラスの仲間、全てにメリットがあります。親も本人も受け入れに一定の時間はかかるけれど、障害とうまく折り合うことができたとの親御さんからの報告もなされています。その対応がおくれたり、ほっておいた場合、いじめから深刻な心の病に発展することもあると言われています。未来の宝であるべき子供たちがゆとりを持って生活、勉学に励めるように、最大の支援をしていただきたいと思います。その点、またいかがでしょうか、よろしく申し上げます。

それから、先ほど言ったこの介護タクシーの件ですが、介護タクシーの後を単車で追いかけるあかんという、その現状をどのようにお考えでしょうか。乗る人が1人ふえたところで料金が変わるわけでもないし、本当にそういうふうな便宜を図ってあげていた

だきたいと、そのように思うのですが、そのことについて御答弁よろしく願いいたします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 子供の支援につきましては、議員おっしゃるとおり、役場の職員全員がコミュニケーションに関する障害等につきましては、早い時期からの対応が大切ということも十分承知しておりますので、いろんな関係の方に相談とか健診、先ほども申しましたが健診を受ける機会を、まず保護者に十分認識をしてもらうということが大切だと思います。健診結果をいきなり保護者に伝えて、それによってスムーズに進むというものでもございませんので、保護者の理解を得ながら、今ある関係機関との協力を密にして、今後とも十分支援に努めていくということで了解をしていただきたいと思います。

続きまして介護タクシーにつきましては、介護タクシーというのは先ほど申し上げました、ヘルパーが乗降介助をするということにつきまして、道路運送法の許可を得ているものでありまして、細かいものにつきましては、特定旅客自動車運送事業という許可を得まして、それは特定の要介護者の医療施設への運送などを目的としてのみ許可を得ているということになります。それで、普通タクシーでしたら2種免許で青ナンバーということになるんですが、ヘルパーが白ナンバーで行くために、78条の許可も得ているということになります。そういう許可の中で、特定の要介護の人、特定の人を乗せていくということで許可を得ている車両ということになっていると思いますので、特別な理由が、先ほど申しましたような理由がない限り、家族が誰でも乗るというわけにはいかないものと考えています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 2番、町田富枝子君。

○2番（町田富枝子君） 1点目の発達障害のことについて、再々度お伺いします。

そしたら、今までに発達障害によって子供さんたちが就学して、いじめに遭ったという、そういうふうなケースは紀美野町ではありませんか、そのことをお伺いします。

それからもう1点ですが、この介護タクシーなんですが、先ほどの和歌山県の福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課というところから、私もこれ、ちょっともらってるんですが、この中に認知症で訪問介護員を受け付けないなどの場合だとあります。認知症で訪問介護員を受け付けないというわけではないんですが、認知症の方、また高齢者の方

で、先ほども言いましたけど通院で向こうで診察を受けたり、支払いをしたりという、そういうふうなことができない、できにくい方たちがたくさんおられると思うんです。それで、ここにありますように認知症でということがあるので、その認知症の方でもそういうふうに乗せていけないのかどうかをお伺いしたいと思います。やはり紀美野町で、最後まで元気に暮らしたいとおっしゃっている方がたくさんいらっしゃると思うので、その人たちに、本当に配慮してあげていただきたいなど、そのように思いますがいかがでしょうか。

○議長（加納国孝君） 今の町田議員の質問やけど、5歳児健診についてという質問で、いじめというのは質問以外にはならないでしょうか、答弁してくれたらそれでいいですが、関連して、いじめも5歳児の健診かという。関連の質問か知らんけども。

保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） まず、いじめについてでございます。私は保育所までしか担当してませんので、保育所の限りにおいては、いじめがあるということは承知してませんし、それに基づいていじめがあったのだという話も、私自身は今ところ聞いてないです。

次の介護タクシーにつきましては、先ほども読ませていただいたと思うんですが、認知症で訪問介護員を受け付けられないなどの場合で、家族が同乗する必要があると認めるといことにつきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、車の中へ1人で乗せていけないなど必要がある場合は認めているという、この文章のとおりの判断になると思います。

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長兼教育次長（中尾隆司君） 町田議員の再々質問でございます。学校に入学してからのいじめ等がないかというような質問であったかと思うんですけども、教育委員会のほうではそのような形で、いじめ等の報告というのは受けてないということ、教育委員会としてはそういうふうはないということ、理解しております。

以上です。

○議長（加納国孝君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時15分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

○議長（加納国孝君） 9番、仲尾元雄君。

（9番 仲尾元雄君 登壇）

○9番（仲尾元雄君） 質問させていただきます。町営住宅の建設について。

町営住宅の建設は、人口対策並びに町有地の有効利用の観点から大賛成でございます。それだけではなく同時に木造住宅による地元木材使用により、森林の自然災害対策、鳥獣被害対策や地元大工さんに建設を注文することによる紀美野町内の景気対策及び太陽光発電等による自然エネルギー対策等、夢の広がる町営住宅の建設をしてはどうかと思いますが、いかがでございますか。

2点目、道の駅の見直しについて。

国道370号バイパスの沿線にも道の駅等に利用可能な平地がないのが現状であります。トンネルと橋で真っすぐな道路をつくっての効果はどうなのかを考え直す必要があるのではないのでしょうか。国道建設は県の仕事であり、海南高野線を真っすぐ通すということを経営者が考えるのは当たり前ですが、紀美野町発展のためにはそれだけでは不十分だと思います。今までに下佐々小倉郷地区に県道をつける際に、橋をかけずに埋め立て方式にさせて、福祉センターや、やすらぎ園の建設用地を確保した前黒西町長の英断に改めて敬意を表します。紀美野町の観光行政を考えるに当たっては、幹線道路ができてからでなく、できる前から構想を描いておくべきだろうと思います。道の駅の見直しについては、慌てることはない、何のためにどのようなものをどこにつくるか、もっとよく検討してからかかればよいと思います。補助金が出るからするのではなく、こういうことをしたいから補助金をよこせという考えにさせていただいて、私も前に、平成24年9月11日、議会で道の駅について質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いします。よろしく申し上げます。

（9番 仲尾元雄君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、仲尾議員の町営住宅の建設について、

それから道の駅見直しについて、答弁させていただきます。

まず、町営住宅の建設についてでございます。平成25年度において福井地区に低所得者向けの公営住宅6棟、それから中堅所得者向けの特定公営賃貸住宅2棟を建設することとしてございます。建築規模、構造等の詳細については、まだ決定はしてございませんが、質問の木造住宅につきましては、地域材を活用することによる地域産業の活性化、また木の温かみを感じられる快適な室内環境の確保、さらには地球環境問題への対応など、多様な効果があることは認識しているところでございます。しかし、木造の課題としては、鉄筋コンクリート造に比べ耐久性、遮音性能が低いこと、また耐火性能が確保しにくい、風雨による塗装の劣化進行が鉄筋コンクリート造より早いなどの短所も挙げられます。住宅建設に当たっては、木造の長所・短所について十分検討した上で決定してまいりたいと考えてございます。なお、御質問の中で、地元大工さんに建築を注文することにつきましては、現在、町としては指名業者につきましては、町内の建設業者による入札をお願いしているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

また、太陽光発電による自然エネルギー対策でございますが、公営住宅の屋根に太陽光発電施設の設置についての御質問であろうかと思っております。発電による売電収益等については、公営住宅という性格上、入居者への利益還元はできず、また施設の管理運用面についても幾つかの課題が考えられます。これらのことから、当施設の設置については難しいのではないかと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

次、道の駅の見直しについてでございます。

まず、今回、道の駅の見直しに至りました経緯について、説明をさせていただきます。道の駅につきましては、平成21年度に町の中央部に位置し、観光的にもすぐれた大角樋下地区に建設する基本構想の作成を行い、平成23年度に作成した基本計画において、休憩施設、情報発信施設、地域連携施設をあわせ持つ、総開発面積1万平米、このうち施設敷地面積7,000平米、それと用地費、造成費、施設建設費を含む総事業費5億1,000万円とする道の駅整備方針を決定いたしました。平成24年度において、基本設計に基づく本設計作成のため、現地での測量業務、ボーリング地質調査等を実施し、設計図面を作成するとともに事業費の積算を行った結果、当初推定していた岩質と岩盤ラインが推定以上にかたい岩質であり、高いラインであったこと。また、排水計画による排水工の見直しがなされたこと、県との国道交差点協議において、国道の拡幅改良工事が別途必要となったことなど、各工種量の増加に伴い、当初想定した事業費を大きく

上回る7億4,000万円が必要となりました。このことを受け、庁舎内に設けている道の駅プロジェクト委員会において、今後の事業の進め方について検討を行った結果、この場所における事業をこれ以上推し進めることは、費用対効果という点からも適切ではないという判断から、新たな候補地への見直しを行っていくこととなりました。今回、このような事態に至りましたことは、想定と実測の相違が生じた結果でございますが、今後、事業を進めるに当たっては、議員の御提案の、何のため、どのようなものを、どこにつくるかということを確認するとともに、関係団体や関係機関との連携を密にとりながら、着実に事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 9番、仲尾元雄君。

○9番（仲尾元雄君） 再質問をさせていただきます。

町営住宅を建設するということに関しまして、設計の段階でなるべくならば木質のものを使う、地元の木材を使う、また地元の大工さんに建設していただく。いろいろな総合的な観点から、産業課のほうで森林、林業の活性化というような課題もあるわけです。といいますのは、もうたちまち来る3月24日には和歌山県森林・林業活性化促進県民大会というのが田辺市で行われると聞いております。そして、先日、徳島に行ってきたときには、徳島県のほうから森林の未来とあって、これからは森林をどうして守っていく、あるいはまた鳥獣被害のないようにするにはどうしたらいいか、そういう森林の未来という観点から、そういうことが非常に他府県、あるいは県のほうでも取り組まれているわけです。ところが、町営住宅を建設して、そしてまた簡単に建設をして人口対策、人口をふやすというだけではおもしろくないんじゃないかと。やはり、そこでもう一工夫していただいて、森林というか材木を使う、地元の材木を使って山を活性化させる。山の活性化にはまず木を切ることが一番大事だと、今最近、説が出ております。といいますのは、杉、ヒノキがうっそうと茂って、先ほどからの質問にありますように、花粉症であるとか、そういう害があって、それと木を切らないとイノシシや鹿も木の芽を食べたりできないので、下へおりてきて百姓の方に迷惑をかけると。おりをつくったり、柵をつくったりの補助金は出てるんですけども、根本的な解決にならないということで、やはり町営住宅を1戸つくるんでも、我が紀美野町から目新しいものを考えていただい

て、日本の国のモデルになるような木造住宅。例えば京都大学では木造による耐震建設をつくって、それで龍神温泉のあたりにモデルハウスをつくっております。そしてまた木造でつくる気になれば、出雲の岩國哲人市長のように、学校も体育館も野球場まで木造でつくと。そういうところもあるわけです。やろうと思えばできるし、耐用年数が少ないと言いますが、さあ崩すとなったときに、紀美野町の小学校や中学校のように鉄筋コンクリートであれば、さあ崩すというとお金がかかると。木造やったら簡単に崩せるし、また木造というのは木質でございますので、エタノールなんかを、古い木のほうが余計つくれるというような利点もあります。したがって、そういうアイデアを、どうせやる時に考えていただきたいと。それから、町営住宅、考える気はないみたいですが、まあ考えていただきたい。

それと、先ほど課長が言われました低所得者は6戸と。それで普通の家を2戸と。そういうつくり方はやめて、200万円以下の月収であるとか、そういうんじゃないに、そういうのを取っ払ったような補助金をもらってつくるとか、そういう考えでやっていただけたら、皆入りやすいと思います。家賃をくれないと、幾ら入ってくれても役場のもうけにならんとおもいますよ。

それから2点目、道の駅見直しについて。これは答弁をいただいたように、慎重に考えていただくと。といいますのは、例えば道の駅だったら大概商品の販売所とかいろいろついています。それで管理するのにも電気代も要るし、電気代から水道代、トイレの補修費とかいろいろ要ってくるわけです。ちょっともうけやんと、これも採算が合わない。また赤字になって税金の持ち出しということになりかねないと思います。そのときに大角地区だったら高野登山に行く客だけになってしまう。それよりもっと前のほうに出して、下佐々あたりだったら生石山の客もつかめるし、ふれあい公園の客もつかめる。そういったいろいろな、例えば柿の市へ来て美里支所へ来る人もつかめる。ある程度、交通量とか、もし別に商品の販売所をつくらなくてもいいんですけど、そういうのをつくる場合でも、採算の合うような場所、客が来てくれるような場所を設定してからつくっていただかないと、奥のほうへつくって、もう高野登山というか、高野参拝の客が、京奈和自動車道ができて笠田あたりからずっと上がっていったら、誰一人として紀美野町を通る客がなくなったときに、あれ、えらいことしたと後で感じて、もう後の祭りで、どっかの施設のように金食うばかりと、こういうふうになりますんで、慎重にやっていただきたい、このように思います。そういうことに関して御見解をお伺い

します。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 仲尾議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほど、私のほうから木材に係る欠点等について答えさせていただきましたので、つくろく気がないのではないかという再質問がございました。全くそのような考えはございません。いろいろ欠点につきましても、それを克服するためのいろいろ対策、工法とかも出てるようでございます。その辺を木造についても十分、検討していくというんか、そういう形ではないというんではなくて、考えてまいりたいと思ひます。また、内装につきましても、そういう形で木材を利用するということも考えられますので、細かい点についても考えてまいりたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、道の駅の見直しということで、場所の選定に当たりましては、仲尾議員言われるとおり、お客様が来られる、皆さんに使っていただける道の駅ということで、現在、別の候補地を選定中でございます。その点についても十分、心に止め、場所については検討を重ねて、いいところを選定してまいりたいと考えてございますので、どうか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加納国孝君） 9番、仲尾元雄君。

○9番（仲尾元雄君） 今、企画管財課長から御答弁をいただきました。増谷課長は、元産業課の課長でございましたので、やはり紀美野町の産業の発展とか、そういうものを考えた上での道の駅の計画、また町営住宅の建設をやっていただけるんじゃないかと大変期待しております。

それと、先ほど、自然エネルギーの問題で太陽光発電、役場がつくりますと、居住者に利益を与えるというようなことになりかねないという答弁もございましたが、自分をつくるのはいいんですか、それをちょっと、それだけをお伺ひします。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） やはりそういう太陽光パネルにつきましても、ある程度の重量がありまして、想定をした形で設計をして工事をして屋根をつくるという形にしませんと、建物自体に支障が出てくるということでございます。それを事前に設定して強度を上げるというのは、これは国の補助金をいただいて建築するものでございますので、難しいものと考えているところでございます。

○議長（加納国孝君）　　これで、仲尾元雄君の一般質問を終わります。

続いて、7番、上北よしえ君。

（7番 上北よしえ君 登壇）

○7番（上北よしえ君）　　私から2点お伺いさせていただきます。

まず1点目、ごみ収集日程についてお伺いします。

美里区域の台所ごみ収集について、7月、8月は夏季臨時生ごみ収集を毎週土曜日、全地区行っていただいているので大変ありがたく思っておりますが、温暖化で気温も高く、管理に大変苦慮しています。収集形態は直営で少人数であり、日程的に困難な面も生じてこようかと思いますが、2カ月程度延長していただけないものかお伺いします。

2点目、年末年始の家庭ごみについてお伺いします。

紀美野町ホームページで、年末年始の家庭ごみの自己搬入についてとあり、野上区域のみと記入され、大栄環境(株)粉川事業所への搬入が12月28日まで可能ですが、美里区域での年末の収集日程が19日、20日で終了した地域の搬入についてお伺いします。

以上、2点お願いします。

（7番 上北よしえ君 降壇）

○議長（加納国孝君）　　住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君）　　上北議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1番目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、紀美野町のごみ収集体系につきましては、野上区域と美里区域の2系統で実施をいたしております。これらの2地域につきましては、合併前のごみ収集形態を基本といたしまして、収集回数等を取り決めておるところでございます。まず、野上区域の生ごみの収集につきましては、大きく2地区に分けて、それぞれ週2回収集いたしております。また、美里区域の生ごみの収集につきましては、これも大きく2地区に分けて実施をいたしておりますが、議員御指摘のとおり合併前と同様の週1回の収集といたしておるところでございます。ただし、合併後の平成19年度からは、美里区域の住民の方々からの強い御要望もございまして、夏場の7月、8月につきましては、ごみの性質上等勸案いたしまして、週2回の収集に変更いたしているところでございますが、議員も御承知のように作業員の休日である土曜日に実施しているような状況でございます。このような生ごみ収集形態としておりますのは、前段で申し上げました合併前の収

集体系を基本としておるわけでございますけれども、そのほかにも美里区域が紀美野町全体の約70%の面積がございまして、収集エリアが広範囲となりますことから、収集に多くの時間を要します。また、生ごみの量から考えますと、平成23年度実績でございますが、紀美野町の全体の生ごみの量は年間約1,289トンございまして、その約80%が野上区域から、そして残りの20%が美里区域となっております。生ごみの量からいいますと、美里区域からの生ごみの搬出量は、野上区域の約4分の1となっている現状でございます。限られた費用及びマンパワー等を勘案いたしまして、現在の収集形態となったものでございます。議員御提言の夏場の臨時収集の2カ月の延長につきましては、生ごみという性質上、できるだけ早く処理したいというお気持ちは十分理解できるものでございますが、現時点での実施につきましては収集体制上難しい状況でございます。野上区域、美里区域に限らず、生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等の購入補助制度も積極的に御利用いただきまして、検討をいただき、対応をしていただきたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2番目の御質問についてお答えを申し上げます。

現在、家庭から出る粗大ごみの自己搬入制度につきましては、議員おっしゃるとおり野上区域のみを対象といたしております。美里区域につきましては、自己搬入ではなく臨時収集として、町の臨時職員が自宅まで出向き、積み込み運搬をいたしております。野上区域につきましては、収集可能量、収集のキャパの都合で、1収集日につき1世帯当たりごみ袋、または粗大ごみチケット三つまでという個数制限をさせていただいておりますため、それを超えるごみにつきましては、所要の手続を済ませていただいた上で、御自身で紀の川市粉河の大栄環境に搬入をしていただいております。御自身でトラックに積み込んで運搬していただくため、労力の負担は大きいですが、手数料は臨時収集より安く済みます。美里区域につきましては、全体的なごみの量も少ないため、通常収集では個数制限を設けておりません。収集可能なものは全て収集させていただいております。ただ、ごみステーションまで御自分で出すことができない大型ごみ、もしくは多量のごみにつきましては、事前に美里支所に連絡をしていただき、収集をしているところでございます。自己搬入とは違いまして、積み込み、運搬も臨時職員が行いますので、手数料は少し割高でございますが、その分、利用者の労力負担は軽減されます。このように、自己搬入と臨時収集の両制度につきましては、それぞれ一長一短がございます。また、その地域性及び今までなれ親しんできた制度、また人員や財政上等勘案し

た上で、合併前の両町が長年にわたりまして築き上げてきた制度を踏襲いたしまして、現在も活用しているところがございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 7番 上北よしえ君。

○7番 (上北よしえ君) 1点目のごみ収集日程についてですが、大変内容はよくわかりますが、若い主婦たちからの、特に団地の方々からの要望でありますので、ぜひとも検討していただき、実施の方向へと向けていただきたいと思いますので、そのほう御答弁をお願いします。

2点目については、臨時収集ということで認識させていただきますので、結構でございます。

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

○住民課長 (牛居秀行君) 上北議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在のところ、両区域の収集面積やごみの量、個数制限の有無、収集体制の差異、経済性、効率性、公平性等を勘案いたしました上で、現在の制度を運用しておるところでございますけれども、平成27年11月の供用開始を目指しまして、現在、建設を進めております紀の海広域ごみ処理施設の稼働に向けまして、ただいま構成市町で協議を続けているところがございますので、当町のごみ収集運搬の形態につきましても、見直すべき点につきましても、効率性、経済性等を勘案した上で、議員の御提案も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長 (加納国孝君) これで、上北よしえ君の一般質問を終わります。

続いて、6番、向井中洋二君。

(6番 向井中洋二君 登壇)

○6番 (向井中洋二君) それでは、2点質問させていただきます。

減災防災対策について。

大雨による洪水で災害の発生や、発生のおそれがある場合、被害拡大防止を行う水防団への連絡については、以前質問させていただいたときに、消防団事務局が行うことになっていると答弁をいただいておりますが、現在ではどのように各分団に情報提供を行っているのかお伺いをします。

2点目、休廃校施設について。

町内にある休廃校施設の中で、国吉小学校では慶風高等学校に、また真国小学校、志賀野小学校では、りら創造芸術高等専修学校に有効的に利用されておりますが、上神野小学校、また長谷小学校を、今度どのように利用されていくのかお伺いをします。

以上です。

(6番 向井中洋二君 降壇)

○議長(加納国孝君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、向井中議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、当町の水防計画では、消防機関が水防を実施するという事になっていきますので、消防団への連絡方法ということで御答弁をさせていただきます。

大雨等で洪水発生のおそれがある場合の対応ですが、紀美野町水防計画に基づき、吉野地区の小川橋、毛原宮地区の永宝橋、樋下地区の広瀬橋、円明寺地区の妙見橋、この4カ所での水位情報を入手するとともに、必要に応じて現地調査を行っているところでございます。さらにそれぞれの場所ごとに水防団待機水位と、氾濫注意水位が定められておまして、水防団待機水位に達したならば、消防団事務局から関係する地域の各分団長にその旨を電話で連絡し、出動に備えての待機をお願いしているところでございます。

以上、簡単ではありますが御答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、向井中議員の第2問目の、休廃校施設について御答弁させていただきたいと思っております。

現在、町内の小中学校で休校となっております学校は、上神野小学校、柴目長谷分校の2校、また廃校となっておりますのが旧長谷小学校、旧国吉小学校、旧真国小学校、旧志賀野小学校の4校となっております。このうち旧真国小学校、旧志賀野小学校の2校につきましては、今、議員が御質問の中で紹介されましたとおり、りら創造芸術高等専修学校のほうへ、また旧国吉小学校につきましては、慶風高等学校へ貸し出しを行っております。なお、上神野小学校につきましては、町内の林研グループのほうに一部教室を貸

し付けてございます。なお、柴目長谷分校につきましては休校となっており、遊休状態となつてございますが、午前中の小椋議員からの御質問の中でお答えしたとおり、施設を借りたいという申し出がございまして、現在、慎重に調整を進めているところでございます。旧長谷小学校につきましては、現在、町としては有効利用の計画がないまま、遊休施設となつてございます。この施設につきましても、もし借りたいという申し出があれば、地権者と地区の御理解を得て、また公有財産としての有効利用が図れるとの判断ができる等の条件がととのえば、貸し出しに応じてまいりたいと思います。休廃校施設についての答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 6番、向井中洋二君。

○6番 (向井中洋二君) 今、減災防災対策のことで消防長より答弁いただきましたが、分団長への電話連絡ということで、これでもなかなか消防団員まで連絡が行き届くまでに結構時間がかかると思うんです。その中で、火災が発生した場合とか、気象警報が発令した場合、防災行政無線放送による広報がされるように、水防団待機水位や氾濫危険水位になったときも防災行政無線を使い、情報を周知させるということではできないのかお伺いをします。

2点目であります。長谷小学校の部分については、平成6年に休校または廃校に4月に同じようになっていくわけですが、もうこの年数からいいますと、結構もう傷みも激しく、なかなか次の人の借り手があらわれるということもないのであるならば、解体をしていって更地にしていくということも、一つの方法ではないかと思いますが、このことについてはどうですか、お伺いをします。

○議長 (加納国孝君) 消防長、家本君。

○消防長 (家本 宏君) 今、向井中議員から御指摘いただきました消防団への周知に関して、防災行政無線の活用についてどうなのかといったこととございますが、町が構築したすばらしい設備を有効に活用する、これは当然のことかと思えます。防災行政無線の使用に関しまして、担当部局と早急に協議しながら、実現できるように検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長 (加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長 (増谷守哉君) 向井中議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

旧長谷小学校の対処の仕方ということでございます。この施設につきましても、現在、庁舎中に設けております町公共施設等利用検討委員会という会の中で検討を重ねてございます。施設の中には、もう古くてかなり老朽化が進んでいるということで、この旧長谷小学校のほうにつきましても、廃校していきたいということで分類分けしています。ただ、この学校につきましては町有地、それから借地であるんですが、無償でお借りしているという形の土地の利用ということになってます。ただ、今この時点での地籍調査は終了しておりません。場所についてはまだ未確定の状態ですので、地籍調査が入って字界がしっかり判別できる状態になれば、それ以降に地主に返還や、校舎の取り壊し等についても検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（加納国孝君） 6番、向井中洋二君。

○6番（向井中洋二君） 減災に努めるために、以前も同僚議員からの質問がありました河川水位計の増設という部分でも、4カ所だけではやっぱり水防団がうまく迅速に行動するには大変だと思うので、もう少しこの水位計の増設については必要不可欠であると思いますが、いかがなお考えがあるでしょうか。

それと、長谷小学校であります、結構もう傷みも激しいということの中でいうと、もし解体でもされるというような予定があるならば、今後、やっぱり防災の関係から防災ヘリポートの設置とか、そういうことも含めて考えていただきたいと思ます。

以上です。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 向井中議員の再々質問について、お答えさせていただきます。

私どもも施設のいろいろ老朽化施設を回りまして、台風とかそういうことが来た場合に、近隣の施設、家屋への被害が起こったらいけないということで回らせていただいております。現状としては、雨漏りと一部校舎のコンクリート製の施設の屋上部分がちょっと剥離して落ちたという状況でありまして、倒壊というところまでは大きな被害が及ばないではないかと考えているところです。施設の利用等について、ヘリポート等ということでございますが、このことについても十分利用できるのかということで、今後また検討していくことになろうかと思ますので、どうか御理解のほうよろしく願います。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 向井中議員の水位計をふやすという件でございます。

町と県で4カ所設置をしていただいております。危険な場合には職員もその危険箇所へ配備をして、水位を見るというような形をとっておりますので、現在のところふやすということは、ちょっと考えておらないところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（加納国孝君） これで、向井中洋二君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（加納国孝君） 本日はこれで散会いたします。

（午後 4時13分）